

桜川市地域防災計画

【地震災害対策計画編】

令和 2 年 6 月

茨城県 桜川市

目 次

【地震災害対策計画編】

第1章 総 則	1
第1節 防災計画の概要	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節 桜川市の概要	14
第4節 防災対策の推進方向	21
第2章 地震災害予防計画	24
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	24
1－1 対策に携わる組織の整備	24
1－2 広域応援計画	25
1－3 防災組織等の活動体制の整備	27
1－4 情報通信ネットワークの整備	33
第2節 地震に強いまちづくり	36
2－1 都市防災化計画	36
2－2 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画	39
2－3 水道施設の災害予防計画	40
2－4 地盤土砂災害等予防計画	41
2－5 危険物等災害予防計画	44
第3節 地震被害軽減への備え	47
3－1 緊急輸送路の確保整備計画	47
3－2 消火活動、救助・救急活動への備え	51
3－3 医療救護活動への備え	55
3－4 被災者支援のための備え	57
3－5 避難対策計画	60
3－6 要配慮者対策計画	64
3－7 帰宅困難者対策計画	70
3－8 地域の孤立対策計画	71
3－9 燃料不足への備え	73
3－10 文化財災害予防計画	74
第4節 防災教育・訓練	75
4－1 防災知識の普及・啓発に関する計画	75
4－2 防災訓練計画	80

4-3	文教計画	83
4-4	震災に関する調査研究	85
第3章	地震災害応急対策計画	87
第1節	初動対応	87
1-1	組織計画	87
1-2	動員計画	94
第2節	災害情報の収集・伝達	97
2-1	災害情報の収集・伝達計画	97
2-2	通信計画	105
2-3	広報計画	109
第3節	応援・派遣	114
3-1	自衛隊の災害派遣要請計画	114
3-2	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	119
3-3	県防災ヘリコプターによる災害応急計画	124
第4節	被害軽減対策	126
4-1	災害警備計画	126
4-2	避難計画	127
4-3	輸送計画	140
4-4	消防計画	143
4-5	水防計画	149
4-6	交通計画	150
4-7	保健計画	155
4-8	文教対策計画	157
4-9	労務供給計画	161
4-10	地域の孤立対策計画	163
4-11	医療・助産計画	165
4-12	危険物等災害防止対策計画	168
4-13	燃料対策計画	171
第5節	被災者生活支援	172
5-1	被災者の把握	172
5-2	被災者のメンタルケア	173
5-3	ボランティア団体等支援計画	175
5-4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	177
5-5	生活救援物資の供給	179
5-6	要配慮者安全確保対策計画	187

5－7	帰宅困難者対策計画	191
5－8	義援物資対策	193
5－9	愛玩動物の保護対策	194
5－10	郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置	195
第6節	災害救助法の適用	196
第7節	応急復旧・事後処理	199
7－1	建築物の応急復旧	199
7－2	ライフライン施設の応急復旧	204
7－3	清掃計画	211
7－4	防疫計画	213
7－5	障害物の除去計画	215
7－6	死体の搜索及び埋葬計画	216
第4章	震災復旧・復興計画	219
第1節	公共施設の災害復旧計画	219
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	221
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	223
第4節	茨城県被災者生活再建支援補助事業の適用計画	226
第5節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	228
第6節	義援金品受付・配分計画	229
第7節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	230
第8節	生活福祉資金の貸付	232
第9節	母子父子寡婦福祉資金	233
第10節	その他の保護計画	234

第 1 章 総 則

第 1 節 防災計画の概要

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある桜川市の全域に係る地震災害等に対処するため、被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、計画を上回る災害が発生しても、その効果を粘り強く発揮できるよう、次の事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限にとどめることを目的とする。

- 1 市・県及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育及び訓練、要配慮者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害防除に関する計画
 - (3) 被災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画
 - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第 2 用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

No	用語	定義
1	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(法第 2 条の 2 関係)
2	要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。(法第 8 条第 2 項関係)
3	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(法第 49 条の 10 関係)

No	用語	定義
4	地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係）
5	避難施設	避難場所、避難所、福祉避難所を総称したもの。
6	避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
7	指定緊急避難場所	避難場所のうち市が指定したもの。（法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）
8	避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
9	指定避難所	避難所のうち市が指定したもの。（法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 関係）
10	福祉避難所	要配慮者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所をいう。
11	り災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第 90 条の 2 関係）
12	被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第 90 条の 3 関係）

第 3 計画の作成

桜川市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「資料編」により構成される。

本計画は、桜川市防災会議が策定する桜川市地域防災計画のうち、地震災害に関する計画である。市の地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成する。

地震災害対策計画編の構成は、次のとおりとする。

- 1 総則
- 2 地震災害予防計画
- 3 地震災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興計画

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

従って、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を桜川市防災会議に提出する。

第5 他の計画との関係

本計画は、本市域に係る地震災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「茨城県地域防災計画地震災害対策計画編」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、県の職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第7 複合災害への配慮

1 複合災害への備えの充実

複合災害の発生可能性を認識し、本計画等を見直し、備えを充実する。

2 要員・資機材投入の対応計画の整備

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練の実施に努める。また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、実動訓練の実施に努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 基本方針

1 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

(1) 自助の推進

ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 市は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(2) 共助の推進

ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

エ 市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(3) 公助の充実

ア 市は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

(ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟

イ 市は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

2 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

(1) 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

(2) 計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点からみて妥当なものであるよう配慮するものとする。

3 計画の実効性の確保

市は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

第2 防災関係機関及び住民の責務

1 桜川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 茨城県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民

「自助」及び「共助」が防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平常時から災害に備え対処するための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市・県・国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもと、積極的に自主防災活動を行う。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

7 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

企業は地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

第3 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

桜川市の市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、茨城県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて桜川市の市域に係る防災に協力するものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

	処理すべき事務又は業務の大綱
桜 川 市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防除と拡大防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護 (6) 災害復旧資材の確保 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員、雇上 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
茨 城 県	(1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	関東管区警察局 (桜川警察署)	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること (5) 警察通信の確保及び統制に関すること (6) 津波警報、火山警報の伝達に関すること
	関東総合通信局	(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
	関東財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること (5) 金融上の措置に関すること
	関東信越厚生局	(1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること
	茨城労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 災害時における賃金の支払いに関すること (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること (4) 労災保険給付に関すること (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東農政局	(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること (4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること (5) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関すること (6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること
	関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
	関東東北産業 保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
	関東地方整備局	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること (2) 公共施設等の整備に関すること (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること (7) 災害時における応急工事等に関すること (8) 災害復旧工事の施工に関すること (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること (12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	関東運輸局	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する こと (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に 関すること (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること
	東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必 要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
	東京管区気象台 水戸地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 を行う (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に 限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び 解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
	第三管区海上 保安本部	(1) 情報の収集及び連絡に関すること (2) 活動体制の確立に関すること (3) 海難救助及び緊急輸送時等に関すること (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること (5) 海上交通安全の確保に関すること (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	自衛隊	(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 災害派遣計画の作成に関すること (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する こと (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応 急復旧に関すること (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に 関すること
指定公共機関	日本郵便株式会社	(1) 被災者に対する郵便ハガキの無償交付に関すること (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
	日本銀行 (水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること
	日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 に関すること (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集配布に関すること
	日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること
	東日本高速道路 株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車道及び一般有料道路に係る道路の保全及び 応急復旧工事の施工に関すること
	独立行政法人 水資源機構 (利根川下流総合管 理所、霞ヶ浦用水管 理所)	(1) ダム河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他 水資源の開発又は利用のための施設の改築に関すること (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧 工事に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力 (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等） (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等） (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
	日本原子力発電 株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等に関する事
指定公共機関	東日本旅客鉄道 株式会社 (水戸支社) 日本貨物鉄道 株式会社 (水戸営業支店)	(1) 鉄道施設等の整備、保全に関する事 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
	東日本電信電話 株式会社 (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
	東京ガス 株式会社 (東部事業本部)	(1) ガス施設の安全、保全に関する事 (2) 災害時におけるガスの供給に関する事 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事
	日本通運株式会社 (水戸支店)	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
	東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
	KDDI 株式会社 (水戸支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
	茨城県土地改良事業団体連合会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。
指定地方公共機関	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること (2) 生活福祉資金の貸付に関すること
	医療関係団体 (一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会)	災害時における応急医療活動に関すること
	水防管理団体	(1) 水防施設資材の整備に関すること (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること (3) 水防活動に関すること
	運輸機関 (茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会)	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること
	ガス事業者 (東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社)	(1) ガス施設の安全、保全に関すること (2) 災害時におけるガスの供給に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	一般社団法人 茨城県高圧ガス 保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること (3) 高圧ガスの供給に関すること (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること
	報道機関 (株式会社茨城新聞社、 株式会社茨城放送)	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	筑西広域消防本部 (桜川消防署) (真壁分署) (大和分署)	(1) 火災予防、災害防止策及びその指導 (2) 災害時における消火活動 (3) 災害時における救急救助活動
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体	(1) 被害調査に関すること (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること
	真壁医師会 (茨城県医師会)	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	一般診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	桜川市社会福祉協議会	(1) ボランティア活動体制の整備に関する事項 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事項
	その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧の実施

第3節 桜川市の概要

第1 自然条件

1 位置の概要

桜川市は、首都圏から約70km圏内、茨城県の中西部に位置し、2005年10月1日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、真壁郡大和村が合併し誕生した。

市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖等、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

2 地形

桜川市の総面積は180.06k㎡であり、市の北部地域では、北に高峯(520m)、富谷山(365m)、東に200～300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。

周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。

市の中央部から南東部にかけては、雨引山(409m)、加波山(709m)、足尾山(627m)等の筑波山塊が連なっている。これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に到っており、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。

桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高50m前後の低丘陵の形状をなしている。

3 地質

桜川市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。

丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。

低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、液状化しやすい土壌地帯となっている。

第2 社会条件

1 土地利用

桜川市の地目別土地利用状況は、山林が全体の35.0%、次いで田が17.1%、畑が14.0%で農地が全体の31.1%を占めている。

また、本市域の宅地は16.05k㎡で、総面積の8.9%の構成となっている。

地目別面積の構成表

平成30年1月1日現在(k㎡)

	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	180.06	30.87	25.26	16.05	1.36	63.03	1.06	9.39	33.04

資料：税務課

2 人口・世帯の推移

本市の人口は 42,632 人（平成 27 年国勢調査）で、平成 2 年時に比べ 9,248 人の減少となっている。世帯数は 13,585 世帯（平成 27 年国勢調査）で、平成 2 年度に比べ 856 世帯の増加となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14 歳以下）は平成 2 年の 10,138 人（19.5%）から平成 27 年には 4,892 人（11.5%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。また、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 2 年の 33,735 人（65.0%）から平成 27 年の 25,106 人（58.9%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老年人口（65 歳以上）は平成 2 年の 8,007 人（15.4%）から平成 27 年の 12,592 人（29.6%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

人口・世帯数の推移

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）			51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632
世帯数（世帯）			12,729	13,253	13,431	13,617	13,632	13,585
世帯当り人員（人/世帯）			4.08	3.92	3.75	3.55	3.35	3.14
年齢構成	0～14歳 人口	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808	4,892
		%	19.5	17.4	15.5	14.0	12.7	11.5
	15～64歳 人口	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064	25,106
		%	65.0	64.1	63.0	62.2	61.4	58.9
	65歳以上 人口	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788	12,592
		%	15.4	18.5	21.4	23.8	25.8	29.6
	計	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（国勢調査）

第 3 過去の地震災害

茨城県内の地震災害等の履歴

発震年月日	震央の位置	マグニ チュード	被 害 摘 要
西暦 (日本暦)	北緯：N 東経：E		
1925. 9. 1 関東大震災 (大正 12. 9. 1)	N 35° 01′ E 139° 50′	7.9	関東大震災で全壊 128,266、半壊 126,233、焼失 447,128、津波による流出 868、死者 99,331、負傷 103,733 の被害があった。茨城県の関係では、死者 5 名、負傷者 40 名、全壊棟数 517、半壊棟数 630 であった。
1930. 6. 1 (昭和 5. 6. 1)	N 36° 34′ E 140° 37′	6.5	那珂川下流域の地震。水戸でレンガ塀倒れ、久慈でがけ崩れ 1、倉庫傾斜 1、鉾田で石垣崩れ、石岡では土蔵に亀裂、真壁・土浦で壁の剥落、神社の灯籠の頭が落ちた。
1931. 9. 21 (昭和 6. 9. 21)	N 36° 09′ E 139° 14′	6.9	埼玉県中部の地震。笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害大、土砂噴出多し。茨城県の被害は、負傷 1、非住家全壊 2、半壊 1、煙突倒壊 1。
1938. 5. 23 (昭和 13. 5. 23)	N 36° 39′ E 141° 35′	7.0	小名浜・福島・郡山・白川・若松に被害あり、福島県で被害のあった家屋 250、煙突の倒折 7、橋梁堤防の被害 6、水道管破損 2。茨城県では、煙突 5 本破損し、磯原で土蔵の倒壊 1、小名浜に地震後 22 分で小津波。
1938. 9. 22 (昭和 13. 9. 22)	N 36° 24′ E 141° 01′	6.5	鹿島灘の地震。水戸は震度 5 となり、軽微な被害。
1938. 11. 5 (昭和 13. 11. 5)	N 37° 20′ E 141° 11′	7.5	福島県で死者 1、住家全壊 4 を含む被害、茨城・宮城でも軽微な被害、茨城の田中・祝では津波を観測。
1987. 12. 17 茨城県東方沖地震 (昭和 62. 12. 17)	N 35° 22′ E 140° 30′	6.7	神栖町・東村で負傷者各 1 名、水戸市・取手市・桜川村で石塀・ブロック塀倒壊、東村・新利根村・桜村、河内村等で家屋の一部損壊 1,055 棟、取手市・牛久市・鹿島町・東村で水道管破損。
2000. 7. 21 (平成 12. 7. 21)	N 36° 32′ E 141° 07′	6.4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損 2 棟、阿見町で断水などの小被害。
2004. 10. 6 (平成 16. 10. 6)	N 35° 59′ E 140° 05′	5.7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2005. 2. 16 (平成 17. 2. 16)	N 36° 03′ E 139° 53′	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。
2005. 4. 11 (平成 17. 4. 11)	N 35° 44′ E 140° 37′	6.1	本県における震度 5 強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。

発震年月日	震央の位置	マグニ チュード	被 害 摘 要
西暦 (日本暦)	北緯：N 東経：E		
2005. 8. 16 (平成 17. 8. 16)	N 38° 09' E 142° 17'	7. 2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所（J R R - 4）が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19 (平成 17. 10. 19)	N 36° 23' E 141° 03'	6. 3	銚田市で軽傷者 1 名、物的被害無し。
2008. 5. 8 (平成 20. 5. 8)	N 36° 13' E 141° 36'	7. 0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損。
2008. 7. 5 (平成 20. 7. 5)	N 36° 38' E 140° 57'	5. 2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11 東日本大震災 (平成 23. 3. 11)	N 36° 06' E 142° 52'	9. 0	8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震 (M7. 7) が発生し、銚田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。 人的被害：死者 24 名、行方不明者 1 名、重症 33 名、軽症 674 名 住家被害：全壊 3, 070 棟、半壊 23, 988 棟、一部損壊 173, 624 棟 床上浸水 1, 719 棟、床下浸水 711 棟 (平成 24 年 2 月 3 日現在)

第4 想定地震と被害想定

平成28年9月から平成30年12月に実施した茨城県地震被害想定調査による結果報告に基づき、予測される被害量を整理し、本計画における災害予防計画、災害応急計画、復旧・復興計画等の基礎資料とする。

1 本県に被害をもたらす可能性のある地震

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震を設定した。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル	桜川市の想定震度
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下の M7 クラスの茨城県 南部地域に影響 のある地震の被害	詳細法	内閣府 (2013)	6 弱
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3				6 弱
3	F 1 断層、北方陸域の断層、 塩ノ平地震断層の連動による地震 (F 1 断層)	Mw7.1	県北部の活断層 による地震の被害		原子力規制委員会 審査会合資料など	4
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層 の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0				5 弱
5	太平洋プレート内の地震（北部） (太平洋プレート（北部）)	Mw7.5	プレート内で発 生する地震の被害		地震調査委員会 長期評価部会 での議論	6 弱
6	太平洋プレート内の地震（南部） (太平洋プレート（南部）)	Mw7.5				6 弱
7	茨城県沖から房総半島沖 にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)	5 強

注1：Mw は、モーメントマグニチュード

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

2 想定するシーン

被害想定は想定される被害が異なる3種類のシーン(季節・時刻)を設定して行った。

想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。

季節・時刻	想定される被害の特徴
夏・昼 12 時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬・夕 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

3 被害想定

本市において最大の被害が予測される想定地震とシーンは「茨城県南部の地震（茨城県南部）」、「冬・深夜」である。

なお、集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。

建物被害（全壊・半壊棟数（単位：棟））

液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
*	3	1	133	0	0	5	7	137

*：わずか、0：被害なし

人的被害（死者・負傷者・重傷者（単位：人）（重傷者数は負傷者数の内数である））

	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
		うち屋内収容物等				
死者	*	*	0	*	*	*
負傷者	19	17	0	*	*	19
重傷者	3	3	0	*	*	3

*：わずか、0：被害なし

電力被害

被災直後		被災 1 日後		被災 3 日後		被災 1 週間後	
停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
19,653	0.83	10,003	0.42	78	*	0	—

【停電軒数】0：被害なし 【停電率】*：わずか、—：停電なし

上水道被害

被災直後		被災 1 日後		被災 3 日後		被災 1 週間後	
断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
32,797	0.84	18,459	0.47	1,739	0.04	52	*

【断水人口】*：わずか、0：被害なし 【断水率】*：わずか、—：断水なし

下水道被害

被災直後		被災 1 日後		被災 3 日後		被災 1 週間後	
機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
5,600	0.83	2,850	0.42	0	—	0	—

【機能支障人口】＊：わずか、0：被害なし 【機能支障率】＊：わずか、—：機能支障なし

通信被害（固定電話）

被災直後		被災 1 日後		被災 3 日後		被災 1 週間後	
不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
5,832	0.83	2,968	0.42	23	＊	＊	＊

【不通回線数】＊：わずか、0：被害なし 【不通回線率】＊：わずか、—：不通回線なし

※ 通信については、回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は含まれていない。

通信被害（携帯電話）

被災直後		被災 1 日後		被災 3 日後		被災 1 週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
＊	—	42	B	＊	—	＊	—

【停波基地局率】＊：わずか、0：被害なし

【不通ランク】A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい、—：不通なし

※ 通信については、回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は含まれていない。

避難者（単位：人）

被災当日			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外
1,672	1,003	669	468	234	234	80	24	56

災害廃棄物（単位：トン）

可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
267	1,185	2,052	115	100	3,719

第4節 防災対策の推進方向

第1 防災ビジョン

基本方針としての防災ビジョンは、地域の防災憲章ともいえるべきものであり、中長期的かつ総合的な視点のもと、市の防災に関する基本方針を定めるものである。

第2 災害対策の目的

災害対策の目的は、その基本理念である「住民の生命・身体及び財産の保護及び社会生活の維持」を達成することにある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

そこで、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

第3 基本目標

防災ビジョンの策定に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟中越地震等の地震災害、東日本大震災等、これまで発生した様々な災害からみた防災計画の課題等を整理し、防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化するために、以下の3つを基本目標とする。

1 災害に強い生活のまちづくり

災害が発生しない、又発生しても被害が拡大しない市街地を実現する減災の都市づくりを進め、安全な居住空間をつくるまちづくり各種事業といった、ハード面での防災対策を推進し、災害が発生させないまちを形成するとともに、災害時の避難路・輸送路や避難施設の体系化等、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

2 市民が主役となる防災環境づくり

災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、住民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- (1) 災害時に、自分自身を守り、家族や隣人の安全に配慮すること
- (2) 防災リーダーを育成し、災害時に率先して防災活動に協力・従事すること
- (3) 職員は防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により、職員及び住民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

3 防災のネットワークづくり

地震災害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、防災力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、防災行政無線等の通信設備の整備といった多様な情報収集・伝達体制の整備等に加え、住民・職員のそれぞれの災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第4 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

(1) 水害、土砂災害を未然に防ぐ防災機能の向上

- ア 桜川をはじめとする市内河川の浸水想定域の把握
- イ 加波山や筑波山麓に広がる土砂災害危険箇所の把握と整備
- ウ 新市の機構体制を考慮した情報伝達及び避難誘導体制の整備
- エ 災害時孤立地区防止に向けた対策の検討

(2) 防災機能の向上

- ア 避難施設機能・規模の見直しと適正な配置対策
- イ 避難施設、避難路、防災拠点、ライフライン施設等の整備推進
- ウ 住宅をはじめとする建築物の安全性確保の促進
- エ 火災による災害防止対策の強化
- オ 緊急輸送路や要配慮者が利用しやすい避難路の整備推進
- カ 医療・医薬品、飲料水・食糧、生活必需品等の備蓄対策の検討
- キ 高齢者や障害者など要配慮者支援システムの整備
- ク コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

(3) 広域的な支援体制の確立

- ア 他市町村との広域的な応援体制の確立
- イ ボランティアの受入体制の確立

2 市民が主役となる防災環境づくり

(1) 市民の防災意識の啓発

- ア 自主防災に向けた防災知識の普及・周知対策
- イ ハザードマップ等による市民向け広報活動の推進
- ウ 市民参加型・地元企業・団体参加型の防災訓練等の実施
- エ 学校や職場における防災教育・訓練の推進
- オ 災害教訓の伝承の推進

(2) 災害に強い職員づくり

- ア 市職員、防災関係機関職員の防災に関する意識啓発
- イ 職員を対象とした防災研修や職員リーダー研修の開催
- ウ 防災知識の向上にむけたマニュアル・ガイドブックの作成

(3) 自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織の育成
- イ 防災区単位での自主防災活動計画の策定

- ウ 自主防災組織の連携活動の展開
- エ 自主防災リーダーの育成
- オ 自主防災活動への女性の参加促進

3 防災のネットワークづくり

- (1) 避難路ネットワークと避難情報網の整備
- (2) 人命救助優先に向けた医療ネットワークの整備
- (3) 防災情報収集伝達体制の整備
- (4) 自主防災組織・消防団等の民間防災組織のネットワークづくり
- (5) 桜川市の防災戦略の確立と庁内連携の体系づくり

第2章 地震災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

1-1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第1 防災体制の整備

市は、災対法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した地震災害対策計画を作成し、対策推進を行う。

第2 活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全、電気・食糧・飲料水等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保等に万全を期するものとする。業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

1－2 広域応援計画

市は、大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む。）が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等して、広域的な応援体制の確立を図る。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

第1 相互応援

1 協定の締結

市は、消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ他市町村との災害時相互応援協定を締結するよう努める。

また、今後県外の市町村等との間においても「災害時相互応援協定」を締結する等、大規模災害発生時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援体制の確立を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

2 応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援マニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

4 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

第2 消防機関の相互応援

大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む。）の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害（その後の復旧・復興対策を含む。）に適切に対応できるよう、県内の広域消防相互間の応援協定及び県下の市町村消防における相互応援協定の締結・更新、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、並びに応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の強化を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

第3 民間団体等に対する応援、協力

災害（その後の復旧・復興対策を含む。）が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力について体制の確立と強化を図る。

その際、民間企業等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間企業の管理する施設を把握しておく等、民間企業等のノウハウや能力等の活用を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

1－3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できる桜川市民防災士の養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

第1 自主防災組織の整備と育成

地震対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取組みを推進する必要がある、住民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

ここで、地震災害に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また、既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

このため市は、災害時に消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに、育成強化を図るものとする。

1 災害対策の役割分担

（1）住民の役割（自助）

「自らの身は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。各組織が自分の組織を守るための活動を含む。

（2）地域の役割（共助）

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。

（3）行政の役割（公助）

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

2 自主防災組織の概要

（1）組織

行政区を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

（2）編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置く（P29 別表）。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。また、要配慮者を含めた地域住民のコミュニティを醸成する。

イ 災害時の活動

地域の被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難勧告等の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。また、要配慮者の安全を確保する。

3 自主防災組織の自主防災計画の作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目により誰もが理解できる自主防災計画を作成し、指導する。

(1) 平常時の活動

ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及

イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練

ウ 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄

エ 家庭及び地域における防災点検の実施

オ 地域における高齢者、障害者等の要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火の実施

ウ 避難誘導

エ 救出・救護の実施

オ 給食、給水

カ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施

キ 炊き出しの実施及び協力

ク 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

4 自主防災組織の育成支援等

(1) 自主防災組織育成・活性化の支援

市及び県では、自主防災組織を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施するとともに、リーダー養成（防災まちづくりリーダー）のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努める。

その際、障害者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めるとともに、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(2) 住民主体の地域コミュニティにおける防災活動

市は、地域コミュニティを住民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等の支援に努める。

(3) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

別表

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難勧告等の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出・救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難施設の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、要配慮者の把握、地域の危険箇所の点検・把握等	避難施設、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、要配慮者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、給水及び救援物資の配分の協力

5 協力体制の整備

(1) 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の整備に努める。

(2) 市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成に努める。

(3) 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化に努める。

6 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と消防団、自衛消防組織は、平常時及び災害時において協力体制を図るよう努める。

市は、自主防災組織と自衛消防組織との平常時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

第2 企業防災の促進に関する計画

地震災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした事業継続計画（BCP）の作成の促進を図る。

また、各企業における防災力を高めるために、事業所の耐震耐火対応、防災体制の整備、対応マニュアル作成、計画に基づく防災訓練の実施等、企業の防災活動の推進に努める。

1 災害時に企業が果たす役割

災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）について周知を図るため、発災後の事業継続計画（BCP）の作成を促し、予想被害から復旧に至る事前の計画策定と、これに基づく企業防災力の自己評価など、危機管理意識の高揚を図る。このため市は、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

2 事業継続計画（BCP）の策定支援

市は、市内の企業を対象に、企業の業務継続に関して事業継続計画（BCP）策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定企業増加に努める。

また、被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

3 企業による予想被害からの復旧計画の策定

事業継続計画（BCP）の策定とともに、企業各位が事前の被害予測を検討することにより、可能な事前対策を進め、被災後の速やかな復旧対策を講じるため、復旧計画の要項を定めるための指導と情報提供に努める。

4 企業自身の評価による企業の防災力向上の促進

企業と地域住民の自助・共助体制を確立するために、個々の企業が主体的かつ積極的に地域防災活動へ参加し、NPOやボランティア団体等とのネットワーク形成により、地域防災力の向上促進に向け、指導・助言等の支援に努める。

5 介護保険事業者及び社会福祉施設等の災害対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県、市から要請を受けた要配慮者を受入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

6 防災力向上の推進

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、日頃より事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。このため、消防機関は、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

さらに、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、市は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

第3 ボランティア組織の育成・連携及び受入体制の整備・運用に関する計画

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等、近年の大規模地震災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目され、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、市では、大規模災害時におけるボランティア活動が、効果的に活かされるよう、平常時からボランティア組織の育成・連携及び受入体制の整備に努める。

1 一般ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

2 ボランティア団体等との連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図る。また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り組む。

(1) ボランティア活動者の育成

(2) ボランティアの組織化

(3) ボランティア個人及びボランティア団体のリスト化

(4) 防災ボランティアコーディネーターの養成

(5) 情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催

(6) 災害時の具体的マニュアルの策定等

3 ボランティア受入体制等の整備

NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置等受入側の体制整備が重要である。

このため、県社会福祉協議会と市社会福祉協議会が連携して「受入窓口」を設置し、ボランティア活動を促進する体制づくりを実施する。また、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図る。

また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

4 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護等専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

特に、災害時にボランティア活動として被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等を確保するため、資格者を把握し、登録制度等を設定し、より効果的なボランティア活動の基盤づくりに努める。

5 一般ボランティアの活動への支援等

(1) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の業務である。なお、ボランティアは、市、関係機関及び市民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供するものとする。

避難所設置前	避難所設置後
市との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	避難所 ⇒ 水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
	在宅 ⇒ 市の行う要配慮者の安否確認・介護等への協力、在宅者への食事・飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集積場所 ⇒ 救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）

(2) 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び桜川市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対してボランティア活動の普及・啓発を図るものとする。また、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

1－4 情報通信ネットワークの整備

市は、災害が発生した場合、災害応急措置の実施に必要な通信を行うため、筑西土木事務所・桜川警察署・東京電力が設置する通信設備の使用について平時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

また、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとり、それぞれ協定を締結し非常事態に備えておく。

第1 災害通信施設の整備拡充

災害時の通信連絡体制の強化、民間無線施設の利用、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備等を推進し、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

1 災害通信施設の利用

(1) 防災通信システム

防災行政無線により、災害防止に万全を期す。

(2) 消防本部と綿密な連絡をとり、災害防止に万全を期す。

(3) 水防無線

県土木部で整備・運営しており、災害防止に万全を期す。

(4) アマチュア無線局利用について協力を求める。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムとの連絡

茨城県が整備した茨城県防災情報ネットワークシステムを用い情報収集伝達の迅速、的確な運用を図る。

(1) 防災情報システムの概要

防災情報システムとは、衛星無線回線・地上無線回線・N T T専用回線で構成される通信ネットワーク基盤を利用して、本市と県の防災関係機関が災害対策に必要な情報のやりとりを行うことをいう。また、防災情報システムでは、非常用電源のバックアップがなされている。

ア 防災センターに設置される災害対策本部での情報収集、管理を一元的に行い、迅速な意思決定を支援する。

イ 災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、地方総合事務所、土木事務所、市並びに消防本部などで行うことができる。

(2) システムの構成

ア 防災電話（主に地上回線経由）とF A X（主に衛星回線経由）

イ 動画像受信装置

(3) 防災端末（パソコン、プリンタ）

3 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭に、市防災行政無線をデジタル化で再整備する。

また、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALER T）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

4 非常通信体制の整備強化

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) その他通信網の整備

携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む。）、アマチュア無線、インターネットメール、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備の維持・管理に努める。

(4) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すことを検討する。

(5) 停電時の電源確保

無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し防災減災体制を強化する。

5 大容量データ処理への対応

災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第2 地域住民等に対する通信手段の整備

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 音と文字による多様な情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

また、市防災行政無線に関しては、音達調査をしながら、市内全域で放送内容を聞き取れるよう、対策に努める。

3 要配慮者への配慮

各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、視覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

4 住民への情報収集方法の啓発

ホームページや、電子メール、SNS等により提供する情報を住民が速やかに収集できるよう、情報収集方法の広報・啓発に努める。また、必要に応じて、各地で講習会の開催等も検討する。

5 孤立想定地区の通信手段の確保

災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟に努める。

第2節 地震に強いまちづくり

2-1 都市防災化計画

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。

本計画では、このような状況から災害を防除し被害を最小限にとどめるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進等を図ることにより、都市の防災化対策を推進するものとする。

第1 防災空間の整備

1 都市公園、緑地の整備の推進

市は、市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を推進する。

2 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構造物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

3 消防活動空間確保のための街路整備の推進

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

第2 オープンスペース等の整備

道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

避難の拠点となる場所については、避難収容人数に応じ、3日分（1日3リットル／人）の飲料水供給を前提とした整備を進める。また、避難者用トイレ等一時的な避難の際に要する生活設備の整備に努める。

第3 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

第4 宅地開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、ブロック塀の強化、住宅の難燃化対策等の防災性を高める施策の推進に加え、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備に配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第5 建築物の防災対策

1 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

建造物の災害対策の重点は、火災予防にある。このために、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。

2 公共施設の不燃性及び耐震性建築物の促進対策

学校や体育館等の避難所となる公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の住民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合の施設の安全を確保し、住民の安全確保に努める。

3 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断マニュアルの作成

県は、既存の耐震診断基準等の有効的な活用を図るため、耐震診断技術マニュアル（木造編、鉄骨造編、鉄筋コンクリート造編）を整備し、県内の建築士による耐震診断の促進を図る。

(2) 耐震診断を行う建築技術者の養成

県は、(1)による建築士を養成する講習会を開催する。

ア 木造 平成7年度より講習会開催

イ 非木造 平成8年度より講習会開催

(3) 広報活動等

市は県と連携し、建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

(4) 所有者等への指導等

市は県と連携し、特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(5) 住宅の耐震化の促進

市は県と連携し、地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

第6 緊急輸送ルートの確保

市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する。

第7 ライフライン施設等の機能確保

- 1 ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、耐震性の強化等、震災に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- 2 ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な震災が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の震災に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2－2 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画

地震災害に対する防災の観点から、施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施し、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 建築物、構造物等の耐震化

本節2－1「都市防災化計画」に基づき、調査・検討を行い、随時整備に努めるものとする。

第2 主要避難路の整備

避難施設への道路の通行を確保するため、早急な主要避難路の指定に努めるものとする。

第3 避難施設の整備

災害時の利用状況を考慮し、避難施設の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう避難施設所在地の周知徹底を図るとともに、避難所、福祉避難所の設置を検討し、必要な案内看板等の設置を進めるものとする。

また、女性や乳幼児、要配慮者の利用に配慮した設備の充実に努める。

第4 防災行政無線の整備

市民への警報及び災害情報の周知については、防災行政無線が重要な周知方法となるため、デジタル化による再整備を進めるものとする。

第5 文化財施設の保護

市、国、県及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する。

2－3 水道施設の災害予防計画

市は、地震災害による水道施設の被害を抑制し、又被害の影響を少なくするため、本計画により水道施設の整備を図る。特に、3次医療施設等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第1 水道施設の耐震化

- 1 石綿セメント管は耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるように努める。
- 2 耐震化は、次に掲げる重要度の高い水道施設から計画的に進めるよう努める。
 - (1) 配水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - (2) 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 - (3) 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- 3 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結することについて検討する。
- 4 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

第2 災害予防対策

市は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講じるものとする。

- 1 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- 2 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保する。
- 3 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- 4 予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

第3 二次災害の防止

市は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有害物質漏えいによる被害等の二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講じるものとする。

- 1 配水池貯留水の流出による避難施設及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置
- 2 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- 3 塩素等の有害物質の漏えいによる被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管への伸縮可撓管の採用、耐震継手の採用
- 4 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

2－4 地盤土砂災害等予防計画

市は県と連携し、地震の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う。

第1 地すべり防止予防計画

土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県等の協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

地すべりの前兆

1. 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 2. 凹地ができたり、湿地が生じる。
 3. 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
 4. 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 5. 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
 6. 樹木、電柱、墓石等が傾く。
 7. 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- ※集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

第2 急傾斜地崩壊対策予防計画

急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する。

また、情報・警報等の収集、伝達方法を整備し、かつ、避難に関する方法・場所等を定める。市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

『資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所』

危険度の高いがけ

1. クラックのあるがけ
 2. 表土の厚いがけ
 3. オーバーハングしているがけ
 4. 浮石の多いがけ
 5. 割れ目の多い基岩からなるがけ
 6. 湧水のあるがけ
 7. 表流水の集中するがけ
 8. 傾斜角が 30° 以上、高さ 5 m 以上のがけ
- ※集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

第3 土石流発生危険区域予防計画

土石流発生危険予想溪流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備しておく。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難施設の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全に努める。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起こりやすい状況での土砂災害防止策について、岩瀬地区、真壁地区、大和地区の状況に応じた計画を検討する。警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

第4 山地に起因する災害危険箇所予防計画

災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、危険地区に係る地域の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制の確立を図り人的災害の防止に努める。

第5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限すること等を盛り込んだ土砂災害対策の推進を図る。

1 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について市地域防災計画に定めるものとし、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するよう努める。

また、県の調査結果に基づいて、警戒区域の高齢者等、要配慮者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

2 土砂災害ハザードマップの作成

こうした土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し、市民に広報周知を図る。

3 迂回道路の調査

災害時において、道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。

4 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

5 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を要請する。

6 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、液状化防止対策に努める。

2－5 危険物等災害予防計画

市は、地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の啓蒙普及及び危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の耐震化を推進する。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育

市は県及び消防本部と連携し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 規制の強化

市は県及び消防本部と連携し、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- （１）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- （２）危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- （３）危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- （４）地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出事故対策

市は県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏えい事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第 2 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

危険物製造所等の現況

令和元年 7 月 10 日現在

施設区分 地区名	計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所						事業所数
			小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油(自)	販売(第二)	販売(第二)	移送	一般	
桜川市	194	3	118	23	29	5	32	—	9	20	73	47 (20)	1	—	—	25	90
岩瀬地区	91	—	51	11	9	4	19	—	6	2	40	28 (16)	1	—	—	11	48
真壁地区	76	3	51	7	17	1	8	—	1	17	22	13 (2)	—	—	—	9	27
大和地区	27	—	16	5	3	—	5	—	2	1	11	6 (2)	—	—	—	5	15

(筑西広域消防本部予防課)

第 3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

市は県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

ア 火薬類取扱保安責任者の講習を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

対象別 地区名	火 薬 類			猟銃等		火 薬 庫							高 圧 ガ ス							
	販 売	販 売 （紙）	製 造	製 造	販 売	一 級	二 級	三 級	煙 火	が ん 具 煙 火	実 砲 庫	庫 外 貯 蔵 所	製 造 所				貯 蔵 所	販 売 所	容 器 検 査 所	
													製 造 一 種	製 造 二 種	冷 凍					計
															一 種	二 種				
桜川市	－	2	1	－	－	11	－	2	－	－	2	－	4	7	－	10	21	7	29	－

(茨城県 産業技術課・商工労政課)

(注) 高圧ガス

(1) 製造所欄は事業所数

(2) 貯蔵所は第 1 種貯蔵所＋第 2 種貯蔵所の数

(3) 販売所は一般高圧ガスの販売所数

第 4 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

第 5 放射線使用施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止に努める。

第3節 地震被害軽減への備え

3－1 緊急輸送路の確保整備計画

地震災害時の人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

第1 道路網の整備

道路・橋梁は、災害時には避難、救援救護、消防活動などの重要な役割を果たすことになる。このため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い災害対策活動の安全性の向上を図る。

1 整備方針

道路は、防災上、延焼遮断帯としての空間、住民の避難路、救援救護及び消防活動を行う上で重要な施設となるため幹線道路、生活道路のそれぞれの防災機能を考慮し、整備促進に努める。

2 整備計画

(1) 幹線道路の整備

国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する。

(2) 生活道路の整備

幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。

(3) 橋梁の維持管理

橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。

(4) 緊急輸送ルート of 整備

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。

第2 緊急輸送路の指定

1 県指定緊急輸送路

県は、災害時に輸送路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての第1次輸送確保路線、及び防災活動の重要拠点施設である市役所等の主要な拠点と接続する幹線道路としての第2次輸送確保路線、第1次、第2次輸送確保路線を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次輸送確保路線を指定している。

第1次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一般国道	50	国道 50 号	筑西市境から	笠間市境まで
主 要 地方道	7	石岡筑西線	石岡市境から	筑西市境まで
	64	土浦笠間線	石岡市境から	笠間市境まで

第2次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	41	つくば益子線	つくば市境から	鉾田国道 50 号交差まで

第3次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	41	つくば益子線	西桜川国道 50 号分岐から	大泉県境（栃木県）まで
一般県道	148	東山田岩瀬線	長方国道 50 号分岐から	大田玉県道木崎雨引線交差まで
	343	木崎雨引線	大田玉県道東山田岩瀬線分岐から	大曾根主要地方道つくば益子線交差まで

2 市における輸送路の確保

市においては、県指定の第2次、第3次輸送確保路線につなぎ、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路、並びに災害対策本部を設置する市役所大和庁舎と岩瀬・真壁のそれぞれの庁舎を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図る。

3 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

異常気象時通行規制区間

番号	路 線 名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇 所	延長（km）		
30	真岡岩瀬線	大 泉	0.9	土砂崩落	有

特殊通行規制区間

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長（km）		
5	石岡筑西線	真壁町山尾	2.0	土砂崩落	有
10	土浦笠間線	木 植	1.0	土砂崩落	有
14	月岡真壁線	真壁町田	2.0	土砂崩落	有
21	深沢岩瀬線	門 毛	2.0	土砂崩落	有

第3 緊急輸送体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

2 緊急輸送に関する協定

（1）配送に関する協定

緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備する。

（2）仕分けに関する協定

大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、物流・輸送関係の企業との災害協定締結について検討する。

（3）協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 復旧体制の整備

他の道路管理者と連携を図り、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

5 臨時ヘリポートの整備

臨時ヘリポートとして指定された場所を災害時に有効に利用し得るよう整備に努める。

6 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

市及び県は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

3－2 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが高い。

市は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

第1 出火防止、初期消火体制の確立

市民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震火災の未然防止を図る。

1 火災予防の徹底

市は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防広報を各種研修会等により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけ等、種々の広報を行い火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭に対する指導

市内の住民が参加できるよう全区域に対して「防災指導」を展開し、火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施する。また、火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚に努める。

ア 災害発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業時における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

(3) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び県は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

(4) 電気器具からの出火の予防

市及び県は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(5) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市及び消防本部は、その旨を周知指導する。

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、地震災害時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、自主防災組織、事業者及び要配慮者も含めた住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する、知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

婦人防火クラブ等、要配慮者の支援に配慮した民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

3 防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいため、市は、防災機関と連携して、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導の徹底を行い、当該対象物における防火管理体制の推進を図るものとする。

第2 消防力の整備強化

市は、地震火災の特性に対処しうる消防力を確保するため、消防力の整備強化に努めるものとする。

1 防災教育訓練

社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑化している。災害の種別に応じた防御訓練計画をたて、消防団員に習熟させ、技能の向上を図るものとする。

2 災害予防、警戒及び防御計画

火災、地震等の災害の予防警戒及び災害発生時における防御活動、災害種別に応じた活動要領、消防団員の非常招集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図るものとする。

3 災害時の避難、救護及び救助

震災時には、火災等の二次的災害から市民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるので、避難勧告等の伝達、避難誘導、避難路等の防御活動計画を定めておくものとする。

また、避難勧告等、避難の誘導等は平素から地域に密着した防災活動を行う。市民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、高齢者、障害者、病人等の要配慮者の避難誘導については消防団を中心とした自主防災組織との協力体制を定めておくものとする。

4 情報収集伝達、広報活動

震災時の地震情報の伝達及び広報は、市民に漏れなく伝達する必要がある。地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ、各関係機関との情報連絡体制を十分に整え、災害の発生状況や被害状況の情報収集を行うものとする。

5 消防活動困難地域の整備

住宅の密集、消防水利の不足、進入路が狭隘な地域等は、災害が発生すれば現場到着が遅れ救護等に支障がでるおそれがあるため、常に迅速、適切な消防活動体制を確立できるよう、整備を図るものとする。

6 消防団活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図り活動体制の強化に努める。

7 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保するため、充実強化を図るものとする。

8 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、ため池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性防火貯水槽等を計画的に設置し、平常時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険なため、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性防火貯水槽の設置促進に努める。

9 消防通信施設の整備

防災関係機関は、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

10 救急体制の確立

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平常時から医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

(1) 救急病院等の受入れ体制の整備

(2) 救急隊の装備、人員の充実

11 救助装備の整備・高度化

災害の多様化、複雑化、大規模化等により、人命の危険はますます増大し、迅速、的確な救助が必要となってきた。このような事態に対処するため、高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

第3 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言に当たるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

3－3 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

第1 救護所の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる救護所について耐震診断及び必要に応じ、耐震・免震改修を要請する。

第2 医療救護活動

1 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、ふくそう等が十分予想される。そのために、平常時から無線等震災時災害医療に係る情報連絡体制を検討し、体制を確立する。

また、県の広域災害救急医療情報システム（EMIS）による平常時から医療救護関係情報の収集、提供に協力するとともに、その活用に努める。

2 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ医師会や歯科医師会と協議するとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の構築に努める。

3 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化を推進する。

また、トリアージ（傷病者の選別）や災害時の傷病治療に関する技術などに関する研修に努める。

4 救護所の確保

（1）救護所の耐震性の確保

市は、医療救護の活動の拠点となる保健センター等の救護所について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。また、その他の救護所においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、耐震診断や耐震改修に努める。

（2）ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

市は、病院、診療所に対して、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、診療所においては、自家発電装置による48時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保を図る。

イ 災害用井戸の整備

市は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、診療所等における自家用の井戸の確保を推進する。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏えいを防ぎ、その利用促進を図る。

(3) 医療関係者に対する訓練等の実施

診療所防災に当たっては、災害により診療所が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。市は、診療所に対し、防災体制、災害時の応急対策、診療所内の入院患者への対応策、診療所に患者を受入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう指導に努める。

5 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害時に必要となる防疫、医薬品等の備蓄を強化するとともに、救護所設置予定施設への配備を促進する。また、平常時から関連業者等との協力体制を整備しておく。

6 医療ボランティアの確保

市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能の整備の指導に努める。

第3 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平常時より相互の連携に努める。

3-4 被災者支援のための備え

発災後、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

第1 応急物資等備蓄計画

地震災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、すべての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、地震災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民は地域において自らの生活維持をしていくため、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食糧、生活必需品等の供給を行う等地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務があるため、地域の状況を勘案し、必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

加えて、要配慮者等に配給する食糧品（要介護者向けの流動食や乳幼児向けのミルク等）の備蓄に努める。

1 資材、機材の現況

災害応急対策に必要な資材、機材は、それぞれの各計画に定めるとおりであり、今後もお万全を期するため定期的に点検を実施するとともに必要資材、機材の整備を図っていく。

(1) 救出機材の整備

家屋、建造物等の重量物の下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達を事前に整える。

(2) 建設用重機所有者との協力

災害時に備え、地元業者で所有している重機を活用するため、覚書（人命救助を要する災害救援作業）を締結し、事前に備える。

(3) 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

県保健福祉部は、医薬品等を備蓄し、県内各所で保管している。

また、茨城県医薬品卸業組合に対し、災害用医薬品等の流通備蓄を委託している。

2 応急物資等の備蓄

大規模な自然災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力には限界があり、すべての被災者に対して迅速な対応は期待できない。

住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、住民又は地域において自らの生活維持を図るために、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。

このため、市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知する。

(1) 応急食糧の備蓄整備

市は、住民に対して発災初期の避難生活における応急食糧の備蓄について、平常時から取組む必要性を周知する。

ア 市は、住民の家族構成に応じた非常食 3 日分、出来れば 1 週間分程度の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

イ 家屋倒壊等で備蓄食糧の確保ができなかった被災者の生活確保のため市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

ウ 災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所等に食糧等必要な物資を概ね 3 日分、出来れば 1 週間分程度備蓄するよう啓発し、奨励する。

(2) 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、一人 1 日 3 リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの 3 日間の世帯人数分を確保する。

市は、災害時において被災者一人当たり 1 日 3 リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、浄水器の配備、給水タンク、ポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽水道管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

(3) 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、物資調達に関する協定を締結し、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

住民に対して、災害時の生活に必要な非常持出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えることを周知する。

(4) 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄に努める。救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）については、民間からの応援調達も考慮した体制の整備を検討する。

(5) 医薬品等の備蓄

市は市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要とされる医薬品等の備蓄をすすめ、民間薬剤業者との協力体制を確立し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保を図る。

(6) 民間企業との協定締結の推進

災害が発生し、公的備蓄だけで物資がまかないきれない場合を考慮し、民間企業と緊急時の流通備蓄の提供に関する協定を結び、物資の安定的な供給に努める。

第2 物資の備蓄に関する留意事項

1 要配慮者に対する配慮

- (1) 介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。
- (2) 食糧の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食糧アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食糧及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。
- (3) 食糧の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

2 夏期における対応

夏期においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食糧の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

3－5 避難対策計画

避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所等の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

第1 避難場所、避難所等の指定

1 指定と周知

- (1) 公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。
- (2) 避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。
- (3) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努める。
- (5) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 指定に当たっての注意点

- (1) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。また、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (3) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

- (4) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は3.3㎡当たり2人とする。こと。(消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」)
- (5) 避難路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。また、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難路の変更や危険要因等の排除に努めること。
- (6) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
- (7) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (8) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (9) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。
- (10) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (11) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (12) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (13) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めること。
- (15) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 要配慮者のための福祉避難所の予定施設をあらかじめ指定する。
- (2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (3) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

4 即応体制の整備

- (1) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (2) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

- (3) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所等を運営できるように配慮するよう努める。
- (4) 避難所等には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (5) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

第2 避難誘導体制

1 避難勧告等の情報伝達体制の整備

- (1) 防災行政無線等、住民・企業等へ避難勧告等を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。
- (2) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における連絡・連携体制の構築に努める。
- (3) 在宅の要配慮者に対する避難勧告等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。
- (5) 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 避難勧告等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。
- (2) 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援プランを策定する。
- (3) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

第3 広域避難に係る体制の整備

1 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (1) 避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (2) 県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (3) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

2 広域避難の受入に備えた体制整備

- (1) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

3－6 要配慮者対策計画

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市、要配慮者を支援する避難支援等関係者及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

さらに、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

第1 社会福祉施設等の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

3 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は、要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

4 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、福祉避難所に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

5 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等について教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的の実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

第2 在宅要配慮者の救援体制の確保

1 要配慮者状況把握

市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、市は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までのルート等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

さらに、市は、避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者登録者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、災害に備え避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難行動要支援者避難行動計画（以下「避難行動計画」という。）を作成するものとする。

また、市は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援協力者等と連携し、発災時に自助、共助により避難や安否確認等を実施する体制を整備することから、避難行動計画を基とした「避難支援個別計画」を策定し、平常時から円滑な支援体制を確立するよう努めるものとする。

その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（1）避難支援等関係者となる者

桜川消防署、桜川警察署、行政区区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、桜川市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

ア 65歳以上のひとり暮らしの者

イ 65歳以上の高齢者のみの世帯の者

ウ 介護保険要介護認定3～5を受けている者

エ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の交付を受けている者

オ 療育手帳○A・Aの交付を受けている者

カ 精神障害者保健福祉手帳1・2級又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者

キ 上記以外で災害時に支援を必要とする者（家族などの支援が困難で支援を希望する者）

(3) 避難行動要支援者の個人情報とその入手方法

【個人情報】

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 行政区および住所又は居所
- オ 電話番号
- カ 緊急時の家族等の連絡先
- キ 避難支援等関係者
- ク 避難支援等を必要とする事由
- ケ 担当民生委員・児童委員名、電話番号
- コ 上記のほか、避難支援等に関し市長が必要と認める事項

【入手方法】

避難行動要支援者の情報は、市の関係部局で把握している住民基本台帳、要介護認定情報、障害者手帳交付台帳、療育手帳交付台帳、精神保健福祉手帳交付台帳等から台帳を作成し、訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

(4) 個人情報の更新

個人情報の更新は、時期を定めて毎年行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化等を把握した場合は、随時、追加修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

(5) 避難行動要支援者登録者名簿への登録と提供先

市が把握した避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者へ情報を提供することに同意を得られた者について、避難行動要支援者登録者名簿に登録する。登録された避難行動要支援者登録者名簿の情報は、避難支援のために使用することに限定して避難支援等関係者に提供する。

(6) 情報漏えいを防止するための措置

市は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する場合、誓約書等の提出又は情報の使用や取扱いに関する協定等を締結し、情報漏えいを防止する。また、外部への漏えいがないよう厳重に保管・管理する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあることについて、避難行動要支援者等の理解を得る。

3 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、FAXなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達手段の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

4 相互協力体制の整備

市は、民生委員・児童委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互応援体制の整備に努める。

特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者避難行動計画（全体計画及び個別計画）に基づき、避難支援体制の整備に努める。

5 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織等）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

第3 避難対策

1 避難誘導

（１）情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に配慮する体制の整備を図る。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

（２）避難・誘導に際して避難支援等関係者の協力を得た上、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。なお、要配慮者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

（３）安全が確認された後に、要配慮者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

2 避難所での配慮

（１）避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

（２）避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

（３）避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食糧の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

（４）避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

3 福祉サービスの提供

- (1) 介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。
- (2) 社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

4 生活の場の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

第4 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

3 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

4 災害時マニュアルの携行促進

外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うために、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人の相談にも配慮していく。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの確保

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

3－7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等に努める。

また、地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

第1 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講じる。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、基本原則の周知徹底を図る。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進
- (7) 事業所等における従業員の収容対策の推進
- (8) 飲料水、食糧、毛布等の備蓄の推進
- (9) 電車利用者対策、J Rとの協議推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

3 安否確認方法の周知

帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3－8 地域の孤立対策計画

大規模な地震災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

第1 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立のおそれのある地域の例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 地域につながる道路等において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- オ 道路及び橋の冠水等により、交通途絶になる可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性がある。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- ウ 大規模な浸水により、電気通信設備等に被害が発生し通信が途絶する可能性がある。

第2 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（区長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、東京電力、N T T等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

- (3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 市及び道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3－9 燃料不足への備え

第1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

市は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておくよう努めるとともに、指定車両にはステッカー等を作成し備えておく。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

第4 平常時の心構え

1 市

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

2 住民、事業所

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

3－10 文化財災害予防計画

文化財は、そのほとんどが火災によって失われていることから、火災による被害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て火災の予防と文化財の保護を図る。

第1 文化財保護

国・県及び市指定の文化財のうち、建造物及び彫刻、工芸品、絵画、書籍、歴史資料等を収蔵している建物については、常時雨漏れ、火災等に注意し、特に毎年1月実施の文化財防火デーを期して、防火施設・設備の点検を実施する。

所有者又は管理者は、文化財保護の重要性をよく認識し、これらの施設設備の整備充実に努める。

1 保護の対象

市には、県及び国の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずる物を対象とする。

2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実というまでもなく、防火管理の体制をつくり、環境の整備、整頓を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

具体的な施設整備については、消防機関が指導する。また、文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

第4節 防災教育・訓練

4－1 防災知識の普及・啓発に関する計画

地震災害時には市・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難施設での活動、あるいは県や市が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、住民をあげての取組みが重要であり、「市民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

第1 市民に対する防災知識の普及

市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命、身体及び財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災ボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

1 普及の内容

- (1) 気象知識に関すること
- (2) 予報、注意報、警報、特別警報に関すること
- (3) 災害危険箇所に関すること
- (4) 過去の主な災害事例・教訓
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 避難施設・避難路・その他避難対策に関する知識
- (8) 平常時の心得（非常持出し品、備蓄等日頃の準備）
- (9) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (10) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容と早期避難の重要性
 - ア 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
 - イ 各地域における災害種別ごとの避難場所及び避難路に関する知識

(11) 要配慮者への支援協力

(12) 「自助」「共助」の推進

ア 概ね3日分、出来れば1週間分程度に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
非常持出し品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて推進する。

イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについて見直しを推進する。

ウ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

エ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

(13) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、市及び水戸地方気象台は、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(14) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(15) 防災関連設備等の準備

ア 非常用持出袋

イ 消火器等消火資機材

ウ 住宅用火災警報器

エ その他防災関連設備等

(16) その他、地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報

2 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

(1) テレビ・ラジオ及び新聞の利用

(2) 広報誌・広報車の利用

(3) 映画・ビデオ等による普及

(4) パンフレットの利用

(5) 防災マップの配布

(6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(7) インターネット（ホームページ、メール、SNS等）の利用

(8) 文字放送の活用

(9) 地震体験車等の教育設備の活用

3 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

第2 学校における防災教育

小中学校の総合学習等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育の導入に努めるとともに、防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進するとともに、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

3 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害避難訓練の充実に努める。

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の実施を検討する。

4 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

5 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらう等避難訓練方法の工夫を行う。

第3 職員に対する防災教育

1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

第4 関係機関への対応

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第5 企業防災の推進

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価するなどにより、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、社員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第6 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第7 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケット等の不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第8 自動車運転者に対する教育

交通安全教育実施時において、地震発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

4－2 防災訓練計画

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

市は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的に実施する。

また、市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

なお、市及び防災機関は、地震災害発生時における防災活動の迅速かつ円滑な実施に期するため、相互の連携のもと、地震に関する実践的な各種訓練を実施し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

1 市総合防災訓練

防災関係機関相互の連携体制の強化を図り、併せて市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

訓練項目

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火
- (6) 道路復旧、障害物除去
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 災害情報の収集伝達
- (9) 流出油防除
- (10) ライフライン復旧
- (11) 無線による被害情報収集伝達
- (12) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (13) 応急給水活動
- (14) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講じるために図上訓練を実施する。

3 地域の実情に即した訓練の実施

地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を調査研究し、訓練計画を作成する。

4 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた一般県民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

5 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、施設外への避難訓練等の際には、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。また、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

第2 個別防災訓練

1 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

2 避難、救助救護訓練

市及びその他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童生徒等、利用者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

3 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害が生じることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各無線局の参加を促し、非常通信に関する訓練を定期的に行う。

4 災害情報連絡訓練

災害時において市（災害対策本部）と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

5 水防訓練

その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施する。

【訓練内容】

- (1) 観測（水位、雨量、風速）
- (2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、機材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 水門、樋門、陸閘、角落しの操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

6 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

7 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

8 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

9 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童生徒等を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

10 防災訓練時の交通規制

警察本部は、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

4－3 文教計画

教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害予防の措置を講じる。

第1 防災教育

1 防災上必要な教育の実施

- （１）学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全を図るため、学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- （２）教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。
- （３）教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- （１）校長等は、児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- （２）校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- （３）学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

1 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

（１）施設の点検整備

施設の管理者は、定期的に施設の点検を行い、整備に必要な箇所については速やかに整備することを図る。

ア 学校等施設・設備を震災等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、耐震構造化を促進する。

イ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

（２）防災対策の整備

ア 防災体制の整備

震災等の災害発生に備え、学校等は被害を最小限にとどめるため、関係機関との密接な連絡のもとに児童・生徒等並びに教職員の応急対策及び連絡避難体制の整備を図る。

イ 防災計画の整備

学校等は、災害の種類に応じ、救助、連絡避難等に関する計画書を作成し、それに基づく日常の指導、訓練等を進める。

ウ 避難路、避難施設の点検と整備

避難については、その経路、場所、方法について周知徹底を図るために各種教室や防災コーナー等に掲示しておくとともに、避難施設については様々な条件を考えて、避難等の場所を指定し整備する。

エ 通学路の安全点検と事後措置

登下校時の地震による被害防止のために、特に次の項目等について重点的に点検を実施し、保護者及び関係機関の協力を得て安全確保に努める。

- (ア) ブロック塀等が倒壊するおそれのある箇所
- (イ) 家が密集しているなど、通行に支障がある箇所
- (ウ) 高圧電線等の切断により通行に支障のある箇所
- (エ) マンホールや用水路等、増水時に危険のある箇所

第3 保護者との連絡体制

あらかじめ、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認しておくように努める。

また、携帯電話等のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

4－4 震災に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範囲でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

第1 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面でデータを調査、収集し、データベース化して、情報の利用に努める。

1 自然条件

- (1) 地盤及び地質
- (2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）
- (3) 地震観測

2 社会条件

- (1) ハード面
 - ア 建築物の用途、規模、構造等の現況
 - イ 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
 - ウ ガソリンスタンド等危険物施設の現況
 - エ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等
- (2) ソフト面
 - ア 昼夜間人口、要配慮者等の人口分布
 - イ 住民の防災意識等

3 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

第2 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、市、県、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

第3 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。従って過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいくとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 1 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 2 地震被害軽減のための調査研究
- 3 防災教育・訓練のための調査研究
- 4 応援・派遣に関する調査研究
- 5 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 6 被災者生活救援のための調査研究
- 7 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 8 震災復興のための調査研究

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

1-1 組織計画

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、市災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たる。

第1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、災害対策基本法第23条の2、桜川市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより、非常体制をとり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

【設置基準】

- (1) 市域において震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) その他市長（本部長）が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

2 廃止

市長（本部長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 実施責任者

災害対策本部の総括指揮者は市長（本部長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 市 長	総務部長

5 開設場所

災害対策本部は、桜川市役所大和庁舎3階大会議室に設置する。ただし、市庁舎が被災するなど何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
大和中央公民館	岩瀬庁舎	真壁庁舎

6 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 準備指令

市域において震度4の地震が発生したとき、又はその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、連絡調整を主とする体制

(2) 第1配備指令

市域において震度5弱の地震が発生したとき、又はその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

(3) 第2配備指令

市域において震度5強の地震が発生したとき、又はその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

(4) 第3配備指令

市域において震度6弱以上の地震が発生したとき、又はその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたとき、本部の全力をもって対処する体制

第2 組織図

1 災害対策本部組織表

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	総務部長 総務部次長	本部班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
本部事務局付			現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		各庁舎総合窓口課 人権啓発推進室
			現地対策班	班長	岩瀬総合窓口課長	
				班長	真壁総合窓口課長	
				班長	大和総合窓口課長	
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長 副班長	税務課長 収税課長	税務課 収税課
			会計班	班長	会計課長	会計課
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画班	班長	企画課長	企画課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課
総合戦略部	部長	総合戦略部長	総合戦略班	班長	ヤマザクラ課長	ヤマザクラ課
	次長	総合戦略部次長		副班長	地域開発課長	地域開発課
市民生活部	部長 次長	市民生活部長 市民生活部次長	市民班	班長 副班長	市民課長 国保年金課長	市民課 国保年金課
			環境対策班	班長	生活環境課長	生活環境課
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉部次長	福祉班	班長	社会福祉課長	社会福祉課
				副班長	児童福祉課長	児童福祉課
				〃	高齢福祉課長	高齢福祉課
				〃	介護保険課長	介護保険課
			認定こども園班	班長	やまと認定こども園長	やまと認定こども園
			保健班	班長	健康推進課長	健康推進課

部名	部長等		班名	班長等		班員
経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	農政班	班長 副班長	農林課長 農業委員会事務局 長	農林課 農業委員会 事務局 土地改良事 務局 水田農業振 興室
			商工班	班長	商工観光課長	商工観光課
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課 教育指導課 学校給食セ ンター
			生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振 興班	班長	スポーツ振興課長	スポーツ振 興課
消防部	部長	消防団長 消防署長	消防班	班長	消防団副団長 消防署副署長	桜川市消防 団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局次長	議会事務局

2 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局	本部班	防災課員 総務課員	(1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び廃止に関すること。 (2) 災害対策の総合調整に関すること。 (3) 本部会議の庶務に関すること。 (4) 本部長指令の発令及び解除に関すること。 (5) 災害関係職員の動員及び服務に関すること。 (6) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の派遣要請及び受入れに関すること。 (7) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関すること。 (8) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。 (9) 気象情報及び各種予報、警報等の情報の収集連絡に関すること。 (10) 各部からの被害状況の取りまとめに関すること。 (11) 応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 (12) 防災行政無線局の運用に関すること。 (13) 県との災害状況の連絡及び報告に関すること。 (14) 各部各班との連絡調整に関すること。 (15) 緊急速報メール等の配信に関すること。 (16) 区長会並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関すること。 (17) 被害状況現地調査報告に関すること。 (18) その他各部に属さない事項に関すること。
本部事務局付	現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	(1) 被害状況現地調査報告に関すること。 (2) り災の一次判定調査報告に関すること。
	現地対策班	岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員 人権啓発推進室員	(1) 各庁舎における災害情報等の収集に関すること。 (2) 現地調査・対策の協力に関すること。 (3) 本部事務局との連絡調整に関すること。 (4) 障害物の除去の協力に関すること。 (5) 防災無線放送の協力に関すること。 (6) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関すること。 (7) 現地対策本部の指揮命令に関すること。
総務部	財政班	財政課員	(1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関すること。 (2) 義援金・支援金の受入れ及び配分に関すること。 (3) 災害対策に対する物品の調達に関すること。 (4) 災害救助関係就労者の確保及び供給に関すること。 (5) 車両の配車に関すること。 (6) 民間からの車両及び舟艇等の借上に関すること。 (7) 庁舎等の防災及び修理に関すること。 (8) 燃料の確保に関すること。 (9) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関すること。
	税務班	税務課員 収税課員	(1) 土地の被害状況調査及び報告に関すること。 (2) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。 (3) り災判定プロジェクトチームの設置に関すること。 (4) り災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 (5) り災世帯数の調査協力に関すること。
	会計班	会計課員	(1) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること。
総合戦略部	総合戦略班	ヤマザクラ課員 地域開発課員	(1) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。(税務班への協力) (2) 被災者からの相談受付に関すること。
市長公室部	企画班	企画課員	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 救助救援物資等の受付、保管、仕分け及び配分に関すること。 (3) り災世帯数の調査に関すること。 (4) 帰宅困難者の避難誘導に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 (3) 各種警報の伝達広報に関する事。 (4) 災害情報の広報に関する事。 (5) 災害状況の記録及び写真等の整理に関する事。 (6) 報道機関との連絡等に関する事。 (7) 災害応援協定締結自治体との連絡調整に関する事。
	職員班	職員課員	(1) 本部員及び派遣職員の給与に関する事。 (2) 本部員及び派遣職員の休職に関する事。 (3) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助に関する事。
市民生活部	市民班	市民課員 国保年金課員	(1) り災者台帳の作成及び被害状況の取りまとめに関する事。 (2) 安否情報の収集・整理に関する事。 (3) 要搜索者名簿の作成に関する事。 (4) り災世帯数の調査協力に関する事。 (5) 不明者の身元確認の協力に関する事。
	環境対策班	生活環境課員	(1) 被災地の防疫及び清掃に関する事。 (2) 犬猫等の死体処理に関する事。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関する事。 (4) 災害廃棄物の処理対策に関する事。 (5) 公害原因物質による環境汚染の調査に関する事。 (6) 被災瓦礫の受入れ及び処分に関する事。 (7) 井戸水の水質検査及び消毒に関する事。 (8) 放射能対策に関する事。 (9) 愛玩動物の保護に関する事。 (10) その他環境衛生に関する事。
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 高齢福祉課員 介護保険課員	(1) 災害救助法、小災害り災者援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関する事。 (2) 指定避難所及び福祉避難所の開設及び収容に関する事。 (3) 福祉相談窓口の開設及び相談に関する事。 (4) 炊き出し、食料品の給与に関する事。 (5) り災者の被服寝具、その他生活必需品の給貸与に関する事。 (6) 救助物資の確保、輸送及び配分に関する事。 (7) り災死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 (8) 福祉施設の被害調査及び復旧に関する事。 (9) 災害見舞金品・義援金の配分に関する事。 (10) 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 (11) 要配慮者対策に関する事。 (12) ひとり暮らし高齢者の安否確認に関する事。 (13) 社会福祉協議会との連携協力に関する事。
	認定こども園班	認定こども園職員	(1) 児童の避難に関する事。 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 災害時の児童の預かり及び休園に関する事。 (4) 児童の被災状況調査に関する事。
	保健班	健康推進課員	(1) り災者の医療救護及び防疫に関する事。 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関する事。 (3) 救護所の設置及び運営に関する事。 (4) 医療機関との連絡調整に関する事。 (5) 医療機材、医療品の確保に関する事。 (6) 感染症の予防に関する事。 (7) その他保健に関する事。 (8) 保健施設の被害調査及び復旧に関する事。 (9) 指定避難所開設時の協力に関する事。

部名	班名	班員	分掌事務
経済部	農政班	農林課員 農業委員会事務局職員 土地改良事務局職員 水田農業振興室職員	(1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及び 応急対策に関すること。 (2) 農作物被害に対する技術指導に関すること。 (3) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (4) 家畜の被害調査及び死体処理に関すること。 (5) 農林災害資金融資の相談に関すること。 (6) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (7) 農業施設のり災判定及び証明書の交付に関すること。
	商工班	商工観光課員	(1) 商工業の被害調査及び報告に関すること。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関すること。 (4) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (5) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
建設部	建設班	建設課員	(1) 土木施設の応急復旧、災害復旧に関すること。 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (3) 水防対策に関すること。 (4) 土砂災害対策に関すること。 (5) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関すること。 (6) 障害物の除去に関すること。 (7) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関 すること。
	都市整備班	都市整備課員	(1) 都市施設の応急対策に関すること。 (2) 都市施設の被害状況調査に関すること。 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関すること。 (4) 水防対策の協力に関すること。 (5) 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 (6) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関すること。 (7) 応急仮設住宅の供与に関すること。 (8) 被害住宅の応急修理に関すること。 (9) 被災者住宅相談に関すること。
上下水道部	下水道班	下水道課員	(1) 下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 (4) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	水道班	水道課員	(1) 飲料水の応急給水活動に関すること。 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育課員 教育指導課員 学校給食センター 職員	(1) 学用品等の調達及び配分に関すること。 (2) 児童生徒の避難に関すること。 (3) 災害時の登下校及び休校に関すること。 (4) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (5) 学校との連絡、情報収集に関すること。 (6) 児童生徒の被災状況調査に関すること。 (7) 指定緊急避難所開設時の協力に関すること。 (8) 炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課員 文化財課員	(1) 文化財、公民館、体育施設等の被害調査及び災害対策 に関すること。 (2) 指定避難所開設時の協力に関すること。 (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 指定避難所の施設管理に関すること。(岩瀬総合体育館、 大和体育館、真壁体育館) (2) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
消防部	消防班	桜川市消防団員 桜川消防署員	(1) 消防団員の動員に関すること。 (2) 消防及び水防活動に関すること。 (3) 避難の勧告及び指示の伝達に関すること。 (4) 避難者の誘導に関すること。 (5) り災者の救出救助に関すること。 (6) り災者の避難のための輸送に関すること。 (7) 行方不明者の捜索に関すること。 (8) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関すること。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 各部との連絡調整に関すること。 (2) 災害に係わる議会の対策に関すること。

1－2 動員計画

市及び防災各機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

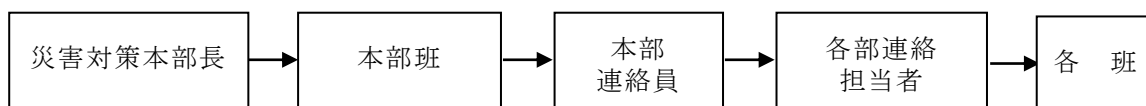
災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害対策本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するため以下のとおり職員を動員する。

第1 市の職員動員・参集

1 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

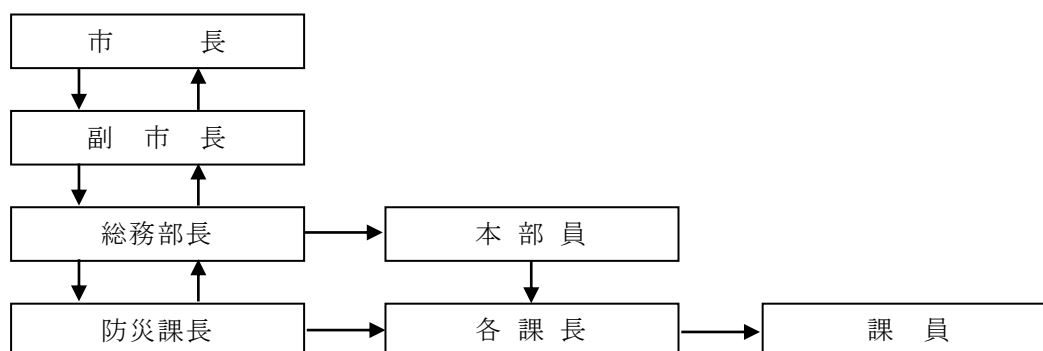
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応する。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもって行うことがある。

(2) 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法による。

(3) 動員状況の報告

各班の班長は、職員の参集状況を速やかに把握し、部長班長に報告するものとする。また、部長班長は市長（本部長）に報告するものとする。

2 配備体制

災害対策本部における配備体制は、次のとおりとする。

市震度	配備	参集予定者	場所	業務	その他
震度 4	準備	防災課	大和庁舎	被害状況把握・県報告・災害対応	
震度 5 弱	第 1 配備	建設課 総合窓口課	大和庁舎 各担当庁舎	応急復旧対策 被害状況把握・通報対応	※ 2 通報受理業務
震度 5 強	第 2 配備 ※ 1	災害対策本部要員 (各部長) 課長・G 長：事前指名職員	大和庁舎 災害対策本部又は勤務する庁舎	災害対策本部規定に則り 担当部長指示による業務	災害対策本部規定による諸般の活動 ※ 3 部長等の指示による
震度 6 弱	第 3 配備	その他の職員 (全職員)	勤務する庁舎 被災状況により直近庁舎	災害対策本部規定による各課担当業務	災害対策本部担当部長から指示された業務含む

※ 1 避難所担当職員は、自己覚知後直ちに避難所運営業務に服する。

※ 2 通報を受理したならば、必要事項を通報受理様式に記入し直ちに災害対策本部に送付する。

※ 3 各部事前指名の災害対策本部連絡員は、大和庁舎災対本部へ参集し部長の補助に当たる。

3 配備の命令を受けた市職員の行動

- (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、状況に応じてこれに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部班については、この限りでない。

- (4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。

イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部班については、この限りでない。

- (5) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、状況に応じて付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。
- (6) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

4 準備指令（注意配備）における対応

- (1) 主な職務

状況把握と第 1 配備指令（警戒配備）の検討並びに事前通告

- (2) 職員の対応

防災課長から第 1 配備指令の事前通告を受けた職員は、職場に待機する。夜間・休日時は自宅待機

5 第1配備指令（警戒配備）における対応

（1）主な職務

- ア 災害状況の把握、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討
- イ 応急対策

（2）職員の対応

- ア 総務部長から指示のあった職員は会議室に集合
- イ 夜間・休日時は、即登庁する。

（3）消防団

- ア 消防団長は、副団長・本部員に各地区の庁舎へ集合するよう指示する。
- イ 各庁舎において副団長・本部員は、消防団長の指示を受け、各消防署と連携を図り、災害状況を把握し、水防活動の実施と消防団の出動について協議する。
- ウ 出動命令を受けた分団長は、副団長・本部員の指揮のもと、分団員を統率し、災害現状の把握及び水防活動に従事する。
- エ 消防団を出動させる場合は、各地区の筆頭副団長が団長に報告する。

6 第2配備指令（緊急体制・災害対策本部設置）における対応

（1）本庁職員の対応

- ア 課長以上の職員は、総務部長の指示により、大和庁舎3階会議室に集合する。
- イ 災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。
- ウ 副主査以上の職員は、災害に備え庁舎に待機する。夜間・休日の際も登庁し待機する。

（2）消防団

- 各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。

7 第3配備指令（非常体制・大規模災害）における対応

（1）職員の対応

- 全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、災害対策本部長の指示により対応に当たる。

（2）消防団

- 全分団員は、各分団の詰め所に集合して出動体制を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

第2節 災害情報の収集・伝達

2-1 災害情報の収集・伝達計画

地震災害が発生した場合、迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保し、通信設備の緊急点検を行うよう努める。

第1 情報の収集及び報告

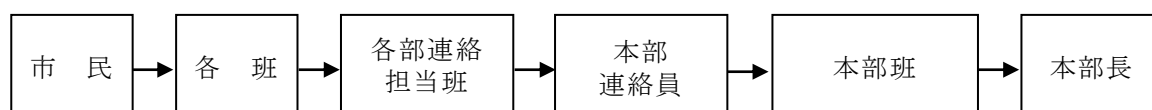
地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 災害状況の収集・伝達

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、本部班においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達し最終的に市民に伝えるものとする。



(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
茨城県	茨城県南部	桜川市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※ 地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 市における措置

ア 市は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

2 災害情報の報告等

(1) 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致する災害

イ 市災害対策本部を設置した災害

ウ 市域の被害は軽微であっても、隣接する他市町村で大きな被害を生じている災害

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

オ 市域において震度4以上の地震が発生したとき

カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

キ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 被害状況の調査及び報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれしだい県に対して報告する。

なお、被害状況の調査、報告の要領等は、次に定めるところによる。

被害状況の調査、報告の要領

区 分	被害の内容
ア 人の被害	被害状況
イ 住家の被害	被害状況
ウ 土木関係	公共土木施設被害、都市計画施設被害、下水道施設被害
エ 農林水産関係	一般被害、農林水産業施設被害
オ 建築関係	公営住宅被害
カ 商工関係	中小企業（大企業）関係被害
キ 民生・福祉関係	水道施設被害、清掃施設被害、医療施設被害、 社会福祉施設等被害
ク 教育関係	市立学校（大学を除く。）被害、文化財・社会教育施設被害
ケ 公共施設等の被害状況	公共施設等の被害状況、道路の不通状況、 交通機関の被害状況（不通状況）、 電力施設の被害状況（停電状況）、 通信施設の被害状況（電話不通状況）、 上水道施設の被害状況、下水道施設の被害状況
コ その他	その他の被害状況

(3) 防災関係機関との連携

市は、消防本部、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

ア 主な情報交換事項

- (ア) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- (イ) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (ウ) 犯罪の防止に関し行った措置

イ 警察との連携体制

市は、警察官 1 名の派遣を要請し、署活系無線機を使用した連携体制を確保し、情報収集体制及び被害状況の共有体制を強化する。

(4) 災害対策本部におけるとりまとめ

災害対策本部本部室における被害状況のとりまとめについては、規模等により異なるが概ね次によりとりまとめる。

ア 被害状況

(ア) とりまとめの時期及び回数

原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）とりまとめる。

(イ) とりまとめ事項の内容

被害状況報告様式によりとりまとめる。

イ 災害速報

(ア) 速報を行う場合

災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害速報を行う。

(イ) 速報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行う。

(ウ) 速報事項

資料編の様式により行う。（ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときは、その都度行う。）

(5) 報告内容

ア 緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

イ 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報とする。

至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

ウ 被害状況速報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、県（災害対策本部）に報告する。

エ 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部）に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付）により行う。

（6）報告ルート

ア 県に対する報告

- (ア) 被害情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。
- (イ) 県に報告することができない場合は、国（消防庁）に対して、直接報告し、報告後速やかにその内容について県へも報告する。
- (ウ) 災害規模が大きく、桜川市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請する。

イ 国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県の間の通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰する。

総務省消防庁

区分		平日（9:30～17:45） 総務省消防庁震災等応急対策室	左記以外（夜間休日） 総務省消防庁宿直室
N T T 回 線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	T E L	63-7527	63-7782
	F A X	63-7537	63-7789
地 域 衛 星 通 信 ネット ワ ー ク	T E L	64-048-500-7527	64-048-500-7782
	F A X	64-048-500-7537	64-048-500-7789

（7）非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

3 地震解説資料の収集

地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波予報が発表されたとき、それまで地震活動がみられなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。市は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

4 異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市又は警察に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長（本部長）に報告し、市長（本部長）は、水戸地方気象台、県（生活環境部消防防災課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第2 被害概況の把握

市は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

1 重点的に把握すべき被害概況

- (1) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- (2) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀等）
- (3) 道路、鉄道の状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- (4) がけ崩れの状況（位置、被災戸数）
- (5) 道路渋滞の状況
- (6) 災害概況
- (7) 人的被害状況
- (8) 災害対策本部設置状況
- (9) 避難所状況
- (10) 避難勧告等・警戒区域設定状況

第3 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道、公共施設被害等に関すること。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）

- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 災害救助法適用の必要性

2 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 災害概況即報
- (2) 人的被害状況
- (3) 災害対策本部設置状況
- (4) 事務所状況報告
- (5) 避難所状況
- (6) 避難勧告等・警戒区域設定状況
- (7) 道路規制情報
- (8) 列車運行状況
- (9) 被害状況報告

3 各機関の情報収集・伝達活動

(1) 市の活動

ア 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うものとする。

(ア) 市災害対策本部が設置されたとき

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

(エ) 市域において震度 4 以上の地震が発生したとき

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

イ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について県へも連絡する。

ウ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

2－2 通信計画

被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害時の情報の伝達等、災害時における通信、連絡は、本計画の定めるところによる。

第1 通信手段の確保

1 震度4以上の地震発生時における通信施設の緊急点検等

(1) 防災端末

市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力する。

(2) 有線電話

ア 庁内、庁外線の異常の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあっては出先機関との通話状態、勤務時間外にあっては、N T T、関係機関の通話状態を確認する。

イ 点検の結果、通話不可能の場合は、直ちに情報収集及び伝達要員の確保に努め「災害対策本部」等の連絡に当たる。

(3) 無線電話

ア 通信担当者は、直ちに無線通信機器等の点検及び試験を行い、異常の有無を確認する。

イ 停電時の通信機器及び照明等の非常電源を確保する。

ウ 有線が途絶した場合は、警察通信設備、自衛隊通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象保安通信設備、鉄道保安通信設備、電力保安通信設備等の、無線通信施設を利用する。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

(4) その他手段での対応

N T T等の公衆回線を含め、すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

なお、自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

第2 通信途絶時の対応

1 無線通信の確保

有線電話系統が通信不能となった場合は、防災行政無線、アマチュア無線等の通信網により情報収集の把握に努める。

2 情報収集連絡要員の確保

(1) 有線電話、無線電話による通信が困難な場合は、情報収集連絡員を確保する。

(2) 情報収集連絡員は、自転車、オートバイを使用し、避難所と本部との連携及び連絡途上における被害状況の把握に努める。

3 被害状況の空中偵察要請

市長（本部長）は、情報収集が極めて困難と判断したときは、自衛隊、県警察等に対しヘリコプターの出動を要請し、上空からの確な被害状況の把握に努め、応急活動の実施及び関係機関への応援要請の判断を行う。

第3 災害時の通信手段の確保

1 NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

（1）災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）

（2）災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

（3）非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

（※受付時間 8時～19時まで）

（ア） 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。

（イ） 発信電話番号と機関名称等。

（ウ） 電報の宛先住所と機関名称等

（エ） 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

（4）携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

2 非常通信

（1）非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長（本部長）は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

また市長（本部長）は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

（ア） 警察事務を行う者（桜川警察署・茨城県警察本部間無線通信施設）

- (イ) 消防事務を行う者（桜川市消防用超短波無線電話施設）
- (ウ) 水防事務を行う者（茨城県筑西土木事務所・県庁間無線通信施設）
- (エ) 鉄道事業を行う者（岩瀬駅、大和駅、羽黒駅・無線有線混在通信施設）
- (オ) 電気事業を行う者（東京電力支店間無線電話施設）
- (カ) 各タクシー会社の無線通信設備

イ 事前協議の必要

- (ア) 市長（本部長）は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- (イ) 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

（２）非常通信の実施

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第 52 条第 4 項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上で行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第 1 項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

ウ 頼信の手続き

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。

(イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。

(ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のマスをあけない。

(エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。

(オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

エ 放送の利用

市長（本部長）は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を知事を通じてNHK水戸放送局及び株式会社茨城放送に要請する。

オ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

カ アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図るものとする。

(ア) アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

(イ) アマチュア無線ボランティアの活動内容

a 非常通信

b その他の情報収集活動

2－3 広報計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

災害時における報道機関及び住民に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動は、本計画の定めるところによる。

第1 被害情報の収集及び広報機関

1 災害情報の収集

災害情報の収集については、本編第3章第2節2－1「災害情報の収集・伝達計画」に定めるほか、次の要領によって収集する。

- (1) 秘書広報班は、現地に職員を派遣する等、災害現場写真を撮影する。
- (2) 災害の状況によっては、現地調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

2 災害情報の広報

(1) 被災地住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や文字付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- イ 避難勧告等の出されている地域、避難勧告等の内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告等の出されている地域、避難勧告等の内容
- イ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

（３）報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

第２ 放送の要請

市長（本部長）は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、次に定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。

１ 災害放送要請の方法

（１）災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告について、次の系統へ要請することが適切と考えるときは、秘書広報班により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

ア 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話又は口頭によることができる。

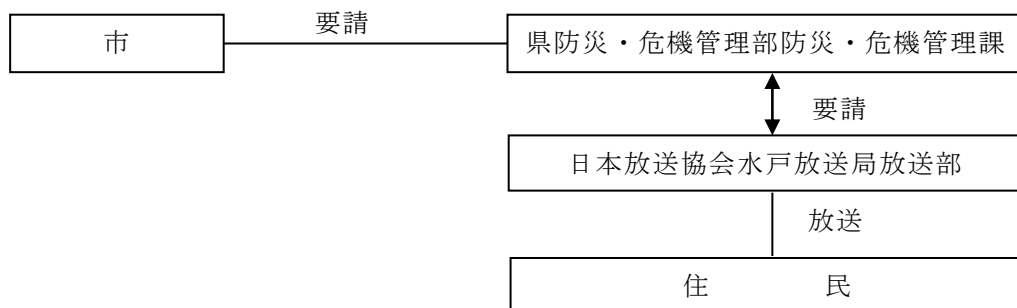
- （ア）放送要請の理由
- （イ）放送事項
- （ウ）放送希望日時
- （エ）その他必要な事項

（２）緊急警報放送の要請

市長（本部長）は次のような場合で、災害対策基本法第 57 条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会水戸放送局に要請する。

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要のあるとき。
- イ 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。
 - （ア）住民への警報、通報等
 - （イ）災害時における混乱を防止するための指示等
 - （ウ）その他市長（本部長）が特に必要と認めるもの

緊急警報放送要請系統図



第3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

また、各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

- 1 防災行政無線（同報系）
- 2 広報車による呼びかけ
- 3 ハンドマイク等による呼びかけ
- 4 ビラの配布
- 5 インターネット（ホームページ、メール、SNS等）の活用
- 6 立看板、掲示板
- 7 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- 8 緊急速報メールによる情報発信
- 9 災害情報共有システム（L-A L E R T）による情報伝達者への情報提供

第4 自衛隊等への広報要請

市において広報を行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

第5 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、企画班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成に当たる。

- 1 広報担当者の撮影した災害写真、ビデオ
- 2 災害応急対策活動取材した写真、ビデオ
- 3 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

第 6 庁内連絡

企画班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内 R A N を利用し職員に周知する。

第 7 報道機関への対応

1 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

2 報道活動への発表

秘書広報班長は、次に掲げる事項の広報資料をとりまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況

第 8 広報に関する留意点

- 1 通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- 2 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- 3 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- 4 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- 5 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達するよう努める。
- 6 企業・事業所、学校等は、観光客、通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達するよう努める。

第 9 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

第 10 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 応援・派遣

3-1 自衛隊の災害派遣要請計画

災害時に人命又は財産の保護のため自衛隊について部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

第1 自衛隊災害派遣要請計画

1 自衛隊派遣要請

市長（本部長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするように求めることができる。

（1）災害の状況及び派遣を要請する理由

ア 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

イ 緊急性 差し迫った必要があること

ウ 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

（2）派遣を希望する期間

（3）派遣を希望する区域及び活動内容

（4）その他参考となるべき事項

（5）要請責任者の職氏名

（6）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

（7）派遣地への最適経路

（8）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

2 自衛隊への直接連絡

市長（本部長）は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、部隊等の派遣を可能とする。

陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

3 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待つ時間的余裕がないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとる。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

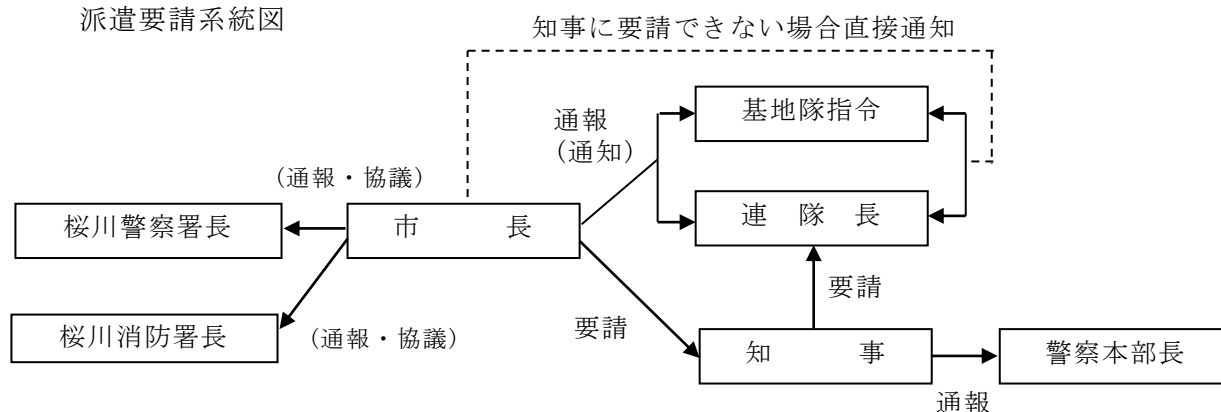
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊との連絡

市長（本部長）は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、次の部隊と必要な情報の交換をするものとする。

部 隊 等 の 長（所在地）		連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課業時間内	課業時間外	
陸 上 自衛隊	第一施設団長 （東京都練馬区北町4-1-1）	第3科長 （防衛班長）	司令部当直長	03(3933)1161 内線 時間中 238, 239 時間外 207, 228
陸 上 自衛隊	施設学校長 （勝田駐屯地司令） （ひたちなか市勝倉 3433）	警備課長 （防衛班長）	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
航 空 自衛隊	第7航空団司令部（百里基地司令） （小美玉市百里 170）	防衛部長 （防衛班長）	基地当直幹部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215

派遣要請系統図



第2 市の対応

1 市の任務

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は防災課長が担当する。）。
- ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長（本部長）に報告する。

2 災害対策用ヘリポートの設置

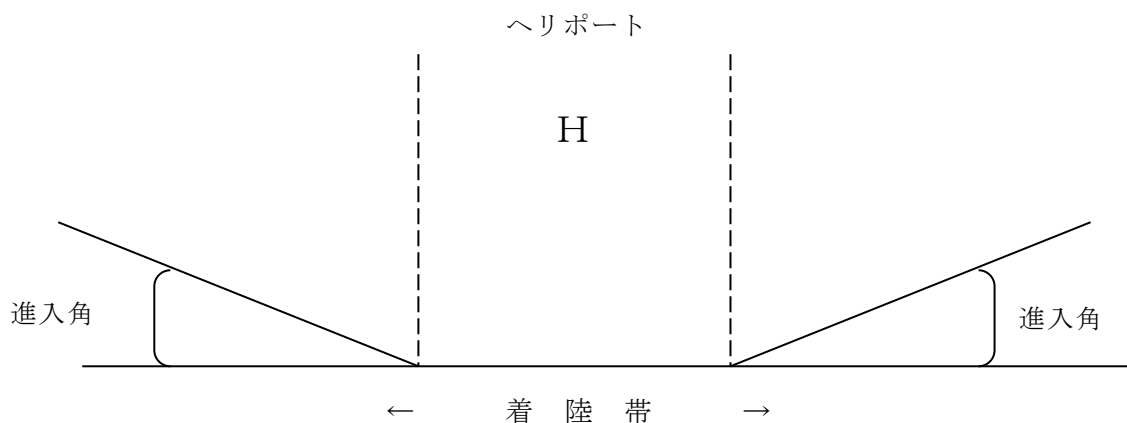
(1) 災害対策用ヘリポート

市は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長（本部長）は、県に通知しておくものとする。

次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

(2) 選定要領

- ア 離着地点の地盤は堅固で、表面は平坦でよく整理されていること。
- イ 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。
- ウ 所要の地積があること。
- エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。（大型ヘリコプター）



ヘリポート最小限所要地積

機 種	着陸帯（直径）	進入角	
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の障害物がないこと。

(3) ヘリポート設置上の留意点

ア ヘリポートの標示をすること

(ア) 上空から確認できる吹き流しをたてること。

(イ) 着陸地点に石灰でHを標示すること。

イ 危険防止に留意すること

(ア) 離着陸時は、風圧等による危険及び運行上の障害防止のため関係者以外を接近させないこと。

(イ) 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと。

(ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、安全を確保するため必ず監視員を配置すること。

(エ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じること。

第3 受入体制の整備

1 市の準備

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

2 留意点

市長（本部長）が自衛隊に対し、作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、県と協議の上、あらかじめ計画をたて、活動の円滑化を図るものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備

(2) 派遣部隊の活動に対する協力

(3) 派遣部隊と県及び市の連絡調整

第4 活動内容等

1 活動の内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等

(5) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(8) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は抛出品の譲与

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う水道光熱費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第5 撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなつたと認める時は、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請する。知事に対し災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

3-2 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

災害応急対策の実施に当たり、近隣市町村・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等との連携に関する事項について定める。

なお、市は事前に他の地方公共団体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築するとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努める。

第1 要請に関する事項

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- 1 被害の状況
- 2 援助を必要とする理由
- 3 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- 4 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- 5 その他要請措置内容、要請場所及び期間等

第2 その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定による。また、職員派遣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

1 県に対する応援要請

- (1) 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- (3) 市長（本部長）の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

2 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を必要とする理由
- (3) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (4) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (5) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

ア その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、又、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

(ア) 県に対する応援要請

- 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- 市長（本部長）の事務の代行（市長（本部長）が事務を出来ない状態にある場合）

(イ) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

イ 相互応援協定等

『資料編 協定及び広域応援』

(6) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

(7) 民間団体等に対する要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。なお、市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請するものとする。

(8) 受入れ体制の確保

ア 連絡体制の確保

市長（本部長）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

イ 連絡窓口の明確化

市長（本部長）及び知事は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

ウ 受入施設の整備

市長（本部長）及び知事は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(9) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 関係機関の連携強化

市は、災害発生時に、警察、自衛隊等の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、被害情報の共有化を促進する。

4 法律に基づく相互応援協力要請

(1) 法律に基づく相互応援協力体制は、次に定めるところによる。

ア 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等

(ア) 関係行政機関等に対する協力要請等（災害対策基本法第21条・第45条）

(イ) 地方防災会議等相互の関係（災害対策基本法第22条）

イ 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請等

(ア) 指定地方行政機関の長に対する要請（災害対策基本法第29条）

(イ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣について、知事に対するあつせん要請（災害対策基本法第30条）

ウ 応急措置の実施又は応援の要求

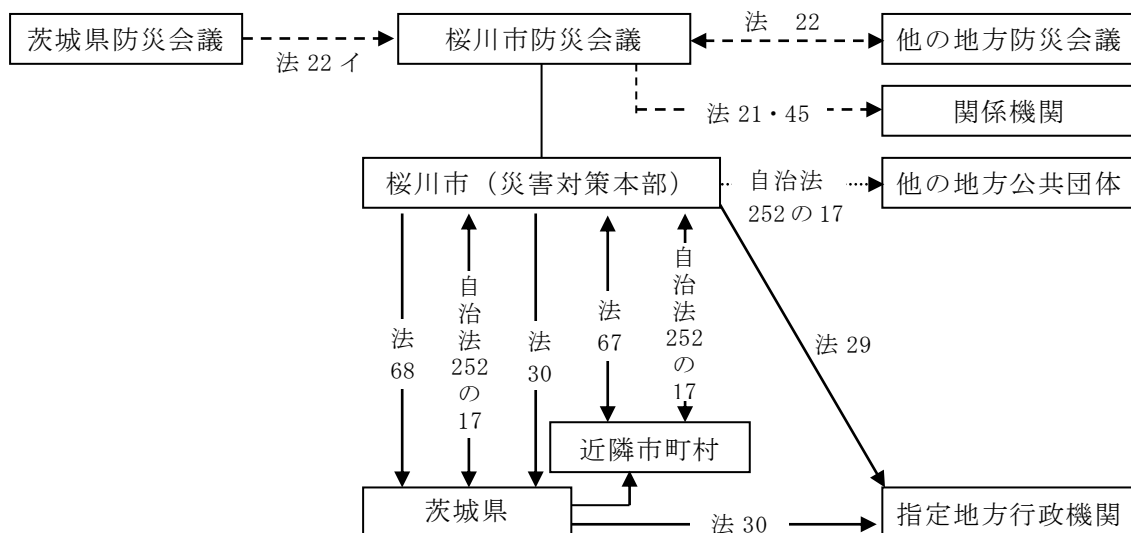
(ア) 知事等に対する要求（災害対策基本法第68条・地方自治法第252条の17）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（災害対策基本法第67条・地方自治法第252条の17）

エ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

(ア) 知事等に対する要求（消防組織法第24条の3）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（消防組織法第21条）



-----> 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等
————> 職員の派遣要請
…………> 応援措置実施の応援要請

（法＝災害対策基本法をいう。）

(2) 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣のあつせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣についてあつせんを申請するものである。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

5 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

緊急消防援助隊の要請先

平	日：県消防安全課	NTT029-301-2896	地域衛星 008-100-2896
休日・夜間	：県防災・危機管理課	NTT029-301-2885	地域衛星 008-100-2880

(2) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、市災害対策本部又は消防本部に設置する指揮本部とする。

イ 受入施設の整備

市長及び知事は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

(ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整

(イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示

(ウ) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

(エ) 消防活動資機材の調達・提供

(3) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、各協定書及び緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱による。

3－3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

第1 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

1 ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続き

(1) 要請方法

支援要請は、市長（本部長）又は消防長が県消防安全課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現場の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他の必要事項

(3) 市において措置する事項

- ア 離発着場の選定
- イ 給油方法の指示
- ウ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- エ 患者の搬送については医師が承認し、又、搬送のため、搭乗できる者は医師1名又は看護師1名とする。

3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

4 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長（本部長）が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（別記様式）により県消防安全課長に行うものとする。

5 茨城県ドクターヘリコプターの緊急要請

市長又は消防長はドクターヘリコプターの緊急運行を要請する場合は、「茨城県ドクターヘリコプター運航マニュアル」に基づき要請するものとする。

第4節 被害軽減対策

4－1 災害警備計画

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

第1 災害警備本部の設置

- 1 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、警察署に現地災害警備本部を設置する。
- 2 災害警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「県警察災害警備計画」による。

第2 警備体制及び警備部隊の編成運用

別に定める「県警察災害警備計画」による。

第3 災害警備活動等

災害発生時に行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 危険箇所の警戒
- 3 被害実態の把握
- 4 住民の避難勧告等及び誘導
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 被災者の救出及び負傷者の救護
- 7 被災地及び避難施設の警戒
- 8 犯罪の予防及び検挙
- 9 広報活動
- 10 死体の見分、検視及び行方不明者の調査
- 11 災害警備活動のための通信の確保
- 12 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

4－2 避難計画

地震災害が発生し、差し迫った危険から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時的に収容し、その他災害の拡大を防止するため、市長（本部長）は関係機関の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の提供を行い、また安全に誘導して未然に被害をくいとどめること、及び避難所の開設等について定めるものとする。

第1 避難勧告等

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

避難の措置の実施責任者は、関係法令に基づき、次により避難勧告等を行うものとする。

（1）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先及びその場所名
- ウ 避難路
- エ 避難の理由
- オ 避難時における火気の確認
- カ 避難の身仕度
- キ その他必要な事項

（2）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法

避難勧告等を発令した市長（本部長）等は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の市民に伝達を行い周知徹底を図るものとする。

また、視聴覚障害者への周知徹底を図るとともに、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ市民への周知漏れを防ぐよう努める。

ア 防災行政無線による伝達

市防災行政無線により、関係地域に伝達する。

イ 広報車による伝達

市、消防機関、桜川警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。

ウ 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に、関係世帯に対して避難勧告等の完全な周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

エ 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

オ 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送）

NHKその他民間放送局に対して勧告、指示を行った旨通知し、関係市民に伝達すべき事項を指示し、放送の協力依頼を行う。

カ 緊急情報メールシステム

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達を行う。

(3) 避難勧告等の種類

要配慮者など、避難に時間がかかる方へ早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、通常の避難行動ができる者へ避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し早急な避難を促す「避難指示（緊急）」の3段階に分かれている。緊急性や避難の拘束力は「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の順に高くなる。

2 市長（本部長）が不在の場合の避難勧告等の措置

市長（本部長）が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、市長（本部長）に連絡の取れない場合の避難勧告等の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行うものとする。

第1位 副市長 → 第2位 総務部長

3 避難勧告等の基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難指示（緊急）を実施する。

- (1) 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) がけ崩れ等で避難するとき、又はがけ崩れ等の地殻変動により避難するとき並びに付近の住民に生命の危険が認められるとき。
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- (4) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

4 避難勧告等の内容

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難路
- (3) 避難先
- (4) 避難勧告又は避難指示（緊急）の理由
- (5) その他必要な事項

5 避難勧告等の実施

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車（市役所所有車両）
- (3) テレビ、ラジオ等の報道機関
- (4) 警察車両
- (5) 情報収集伝達要員による個別訪問及び信号（サイレン）
- (6) 施設管理者を通じての伝達（公的施設、学校等）

6 避難措置の周知

市長（本部長）等は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容を周知させるものとする。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 市民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。なお、市長（本部長）等は避難勧告等を出したときは速やかに知事に報告する。

7 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとする。

市長（本部長）及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、市長（本部長）の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長（本部長）又は市長（本部長）の職権を行うことができる者が現場に居ない場合に限り、市長（本部長）の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難勧告等と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

警戒区域設定の権限区分表

区 分	実 施 者	設 定 権	目 的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒 区域設定権	住民等の生命、身 体及び財産の保 護を目的とする。
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	知事（市長がその全部又は大部分の事務 を行うことができなくなると認めると き。）		
災害対策基本法 第 63 条第 2 項	警察官（市長若しくはその委任を受けて 職権を行う職員が現場にいないとき、又 はこれらの者から要求があったとき。）		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自 衛官（市長若しくはその委任を受けてそ の職権を行う職員がいない場合に限る。）		
水防法 第 14 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する 者	水防上緊急の必要があ る場所での警戒区域の 設定権	水防・消防活動関 係者以外の者を 現場から排除し、 水防・消防活動の 便宜を図ることを 主目的とする。
水防法 第 14 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防 機関に属する者がいないとき、又はこれ らの者の要求があったとき。）		
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	消防職員又は消防団員	火災の現場及び水災を 除く他の災害の現場に おける警戒区域の設定 権	
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	警察官（消防職員又は消防団員が火災の 現場にいないとき、又はこれらの者から 要求があったとき。）		

8 地震時における避難施設

大規模地震災害の避難施設は、原則、市が指定した施設とする。

避 難 の 理 由	避 難 先
地震火災の拡大により避難するとき。	・指定緊急避難場所
がけ崩れ等で地殻変動により避難するとき。 有毒ガス等の危険物質の流出により避難するとき。	・指定緊急避難場所
住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき。 指定緊急避難場所における避難が長時間に及び宿泊を要するとき。	・指定避難所

9 関係機関への連絡

避難勧告等をした場合は、次のところへ避難勧告等の内容及び伝達項目を通報し協力を求めるものとする。

- (1) 茨城県、桜川警察署
- (2) 避難施設として利用する学校、公民館、公共機関、公共的団体等
- (3) 隣接市町村の施設を避難のため利用する場合は、隣接市町村

10 避難誘導及び方法

市が行う避難誘導は、市民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう留意する。

- (1) 避難誘導は、警察官、消防団員、市職員、自主防災組織等が連携して実施する。
- (2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (3) 誘導経路については、安全確認し、危険箇所をさける。また、危険箇所がある場合は、標識、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (4) 避難の方法については、次のように指導する。

ア 避難に際しては、隣近所等でお互いに助け合い、集団行動をとる。

イ 妊産婦、傷病人、心身障害者、高齢者、小児、乳幼児等の要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

ウ 服装は軽装とするが、安全のため靴をはき、帽子をかぶる。

エ 非常袋（食糧、飲料水、タオル、ちり紙、懐中電灯等）、水筒、貴重品等を携行する。

オ 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行うこと。

11 避難者の移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる必要があると認められる場合は、車両等により避難者を移送する。

第 2 避難所の開設

避難勧告等を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

また、県が協定を締結しているゴルフ場にも連絡し、避難所開設を要請する。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。

1 開設の手順（おおよその目安）

開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

- ① 当該施設の点検を行い、避難所として開設可能な場合、その旨を本部に報告する。

↓

② 本部の指示により施設の門を開ける。

↓

③ 施設の入口扉を開ける。

↓

（すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。）

↓

④ 避難所内事務所を開設

↓

⑤ 避難者の受入れ（収容）スペースを指定

↓

⑥ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

（1）開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として、市長（本部長）の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断された時は、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した住民の不安を緩和するとともに、無用の混乱防止に努める。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

イ 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、要配慮者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等のわかりやすいものになるよう努める。

ウ 報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、福祉班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

本部班は、消防長、知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

- 避難所開設の日時、場所、施設
- 収容状況及び収容人員
- 開設期間の見込み

（２）避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにする。なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置する。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備する。

避難所の名称及び所在地は、以下のとおりであり、平常時より防災マップ等により周知を図る。また、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部若しくは一部を開設する。ただし、災害の状況により、これらの施設では収容できない場合又は不相当と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定する。

ア 公民館・集会所

イ 寺院

ウ その他の公共的施設

エ その他民間の施設

『資料編 避難施設』

2 避難所の開設基準

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められるときは、避難所を開設する。

原則として市が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

3 避難所の運営

(1) 市は、避難所の開催時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図るとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

(2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事し、この期間は 7 日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

(4) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(5) 市は、他の市町村と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

(6) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置や災害ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

(7) 市は、要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

(8) 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。

(9) 市は、必要により、桜川警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

(10) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(11) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(12) 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮する。

(13) 市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(14) 避難所での食糧の調理、加工

ア 「かめない」、「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

イ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

(15) 運営の手順

ア 避難所運営の手順は、次のとおりとする。

- | |
|---------------------------|
| ① 避難者名簿（カード）の配布、作成 |
| ↓ |
| ② 部屋割り |
| ↓ |
| ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給 |
| ↓ |
| ④ 避難所の運営状況の報告（毎日正午、その他適宜） |
| ↓ |
| ⑤ 避難所の運営記録の作成 |

イ 運営上の留意事項

(ア) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）をもとに、可能な限り早期に作成し、事務所内に保管するとともに、一時間ごとに本部班に報告する。

避難者カード（例）

避難所名：						
住 所						
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項

ウ 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための区分けである。部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、概ね 30 人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等をもって 5 人程度により編成する。各部屋には代表者を選定し、以後はすべての情報等の受渡しは、代表者を經由して行う。

各部屋の代表者の役割

- ① 市職員等からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配布の指示
- ④ 各避難者の要望のとりまとめ
- ⑤ 施設の保全管理

エ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部に報告し、本部班を通じて、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受渡簿に記入の上、各部屋に配給を行う。

オ 運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に2回（正午及び午後5時）、現況を本部へ報告する。ただし、傷病人の発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

4 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町村の施設使用について知事に要請報告する。

ただし、事態が急迫し、時間的余裕がないときは、隣接市町村に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町村との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食糧品・生活用品等の備蓄

市は、食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難者名簿（名簿は随時更新する。）

イ 福祉避難所開設の目的

ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）

エ 開設期間の見込み

第3 避難者の健康管理

1 被災者の健康状態の把握

(1) 市は、医師、看護師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

(2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

(3) 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。

(4) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

(5) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

2 被災者の精神状態の把握

被災によって生ずるPTSD（Post-traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害）を発症（示している）する（した）者（被災者）及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うために、県精神保健福祉センター及び筑西保健所に心の救護所を速やかに設置し、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、広報活動により周知徹底する。

（１）避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

（２）幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

（３）継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

（４）関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

3 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

4 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

5 避難所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに関係機関と連携して生活環境の整備に努めるものとする。

（１）食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

（２）衣類、寝具の清潔の保持

（３）身体の清潔の保持

（４）精神保健に関する相談

（５）室温、換気等の環境

（６）睡眠、休養の確保

（７）居室、便所等の清潔

（８）プライバシーの保護

6 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

第4 精神衛生・カウンセリング

1 心の救護所の設置及び救護活動の実施

市は、県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び筑西保健所に協力を得ながら、その施設内に心の救護所を設置する。

また、必要に応じて、ボランティア団体等に対し、精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

（１）第一段階

常駐の医師による筑西保健所での診療、筑西保健所から避難所への巡回診療及び訪問活動

（２）第二段階

ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

イ 筑西保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

（３）第三段階

各心の救護所におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等

（４）第四段階

ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

心の救護活動の情報集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）は、原則としてセンターに一元化する。センターは、筑西保健所における心の救護所、一般医療チーム、精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

2 精神障害者への緊急対応

治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。

3 児童生徒等、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

4 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

5 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

第5 広域避難者への支援

1 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

2 滞在施設の提供

被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第6 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食糧・物資の供給等生活支援を行う。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食糧・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

4－3 輸送計画

地震災害発生時は、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じる大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害が発生し、陸上輸送に支障をきたすことが予想されるため、輸送計画は多様な交通手段の確保に努めるものとする。

地震災害時における被災者の避難、災害対策要員、災害対策物資、資材の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速確実に行う方法等は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 緊急輸送等の実施

1 実施機関

市及び防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

2 緊急輸送活動の基本方針

（1）輸送に当たっての配慮事項

市及び防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。）

ウ 災害応急対策の円滑な実施

（2）災害発生後の各段階において優先される輸送対象

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員及び物資

（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

（ウ）政府災害対策要員、県・他市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資

（エ）被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

（オ）緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

（ア）上記アの継続

（イ）食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資

（ウ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

（ア）上記イの継続

（イ）災害復旧に必要な人員及び物資

（ウ）生活必需品

（エ）郵便物

（オ）廃棄物の搬出

3 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査を実施し、調査結果を各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

(4) 輸送車両等の確保

市は、本地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

4 緊急輸送活動の実施及び管理

(1) 市有車両（公用車）による輸送

各部の配車要求に対し円滑な運営を図るため、財政班は配車表を作成し、各車両の調達を行い活動する。

ア 第1号指令

市役所全公用車は、本指令と同時に財政班の指定する場所に集合し出動命令を待つ。財政班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。

イ 第2号指令

本指令と同時に財政班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、公用車を併せ配車する。

ウ 第3号指令

第1段階として公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町村の輸送力の応援を求める。

(2) 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、東日本旅客鉄道株式会社に緊急配車を要請する。

(3) 陸上、航空自衛隊による輸送

災害時において、市が緊急に車両・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県を通じて車両等の供給要請を実施する。

(4) 社団法人茨城県バス協会

災害時において、車両などによる被災者移送の必要が生じたときは、市は、県を通じて社団法人茨城県バス協会に対し、乗合自動車等の供給を要請する。

(5) 茨城県トラック協会

災害時において、人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、市は、県を通じて茨城県トラック協会に対し、貨物自動車等の供給を要請する。

(6) 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保する。

(7) 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

5 交通規制の実施

(1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

(2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、桜川警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第 63 条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

6 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

7 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

8 各車両の遵守事項

(1) 出動した車両は、命令された作業が終了したときは、直ちに財政班長に報告すること。

(2) 命令を受けて出動した車両は、出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。ただし、人命に係る等やむを得ない場合は速やかにその作業を終了し、財政班長にその旨報告すること。

(3) 待機中の車両の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両から離れないこと。

4－4 消防計画

地震災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護して死傷者等をできる限り軽減するための対策について定める。

また、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

第1 基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより市民、事業者あわせて出火防止と初期消火等に努め、震災から市民の生命、身体及び財産を保護するものとする。消防活動の基本方針は次のとおりとする。

1 消火活動

(1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。

(2) 消防班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。

2 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒物等の漏えい等により複合的に障害が発生することが予想される。このことから、消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努めるものとする。

3 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行うものとする。

第2 初動体制の確立

1 災害対策本部の初動措置

(1) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図るものとする。

(2) 特別配備体制の確立

発生した地震の規模により、有線の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図るものとする。

(3) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び附属施設の被害の有無を確認するものとする。

2 消防班の初期措置

地震発生直後の措置として、次の第1次・第2次行動を順次実施し、無線により消防本部に報告するものとする。

(1) 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

(2) 第1次行動

ア 人命の安全

消防車両等に救援資機材、又は消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。

イ 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

ウ 災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び、周辺道路の通行障害の状況を調査する。

(3) 第2次行動

ア 資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

イ 災害状況の把握

火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努めるものとする。

3 非常参集

地震発生を知った場合は、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

4 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等要配慮者については、優先し活動を行うものとする。

5 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止に当たるものとする。同時多発の場合は、二次災害等を配慮して、住民に協力を求めるものとする。

第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリコプターによる偵察、巡回等により、情報の収集に努める。

第4 火災防御活動

1 初動措置後の火災防御活動

(1) 一般防御活動

消防隊は初動措置完了後、直ちにポンプ車等を出動させ、管内の木造家屋密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

また、火勢の状況により応援隊を要請する。

(2) 市街地優先防御

一般市街地の火災防御活動を優先する。事業所等の火災は、自衛消防隊の消防力による消火を基本とし、市街地に延焼拡大のおそれのある場合に、局部的に支援する。

(3) 重点防御

発生火災が、消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(4) 集中防御

多発火災が発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

2 消防隊の運用

(1) 部隊指揮

ア 消防長の指揮のもとに、管轄区域内の災害活動を実施する。

イ 地震直後の初動期における消防隊の運用は、消防長が決定し、迅速に災害活動を実施する。

(2) 部隊運用

ア 出動部隊数を制限し、必要最小限の部隊で対応する。

イ 参集職員で、予備隊を臨時に編集し、増強隊として、運用する。

ウ 消防本部及び消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立に努める。

3 消防団の活動

(1) 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うものとするが、消防団本部又は市本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(2) 任務

ア 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒

イ 人命救助及び避難誘導

ウ 中継送水等の相互応援

エ 残火処理の徹底

オ 情報収集、伝達

カ その他命令による業務

4 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第5 消防活動体制の整備

市は、地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分な計画を樹立しておく。

1 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、地域内における危険地域のうち、概ね次に掲げる危険区域について調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

2 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (オ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、又、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

第6 救助・救急活動

1 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は消防隊及び救急隊により実施することを基本とする。また、消防長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。

2 活動要員

(1) 救助活動

ア 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動に当たる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。

イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。

ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置するものとする。

(2) 救急活動

ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。(トリアージ)

イ 避難所等に応急救護所を必要に応じ配置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び住民自治組織等の協力を求め実施する。

ウ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、又必要により現場へ医療搬送を行う。

3 病院施設

負傷者などを搬送する市内の病院施設は、以下のとおりとする。

市内の病院

名 称	所 在 地	電 話
さくらがわ地域医療センター	桜川市高森 1000	0296-54-5100
医療法人鴻仁会上の原病院	桜川市上野原地新田 159-2	0296-75-3128

第 7 緊急消防援助隊の要請及び受入れ

大火災発生時における災害の鎮圧、及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、県を通じて行う。

1 初動措置後の火災防御活動

市長（本部長）は、市の消防力をもってしても消火、人命救助、救出ができないと認める場合は、他の消防機関の応援を求める。この場合の応援部隊の受入れについては、応援消防隊数を勘案し、あらかじめ受入れ場所を決定しておく。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

(1) 県内の応援消防隊にあつては、消防無線県内共通波を使用する。

(2) 無線通話が集中・殺到し通信困難な場合は、伝達要員を配備する。

3 大部隊の一時集結予定場所

避難者等で混雑している場合の大部隊の一時集結場所は、災害規模、被害の状況等一時集結予定場所の被害状況等に応じ選定する。なお、総合指揮所については、市本部又は市本部の近辺の場所として、自衛隊、応援消防隊と調整する。

4 応援消防隊の指揮等

応援消防隊が集結予定場所へ結集したときは、消防長は応援消防隊に対し、応援を要する事案（消火、救助、救急等）ごとに任務を振り分け応援消防隊の指揮をとる。

第 8 事業所の自衛消防隊等に対する応援協力要請

災害時における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力要請をする。

1 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察署・消防署への連絡

第 9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

4－5 水防計画

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、浸水対策等の対応を実施する。

第1 水防活動

市の水防活動は、基本として、災害対策本部の体制にて実施する。

- 1 区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡、通報
- 2 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- 3 水防管理団体相互の協力及び応援

第2 緊急時の措置

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、次の対応を実施する。

【浸水対策】

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水等による浸水の発生が予想されるので、市長（本部長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

また、地震被害により、堤防の崩壊、水門・樋門の被災等の通報があった場合、直ちにその通報箇所を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

4－6 交通計画

震災時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の災害輸送を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

第1 予想される状況

大地震の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛り、段差、又路面の崩壊、電線等の垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

第2 交通応急対策計画

災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

1 被災情報及び交通情報の収集

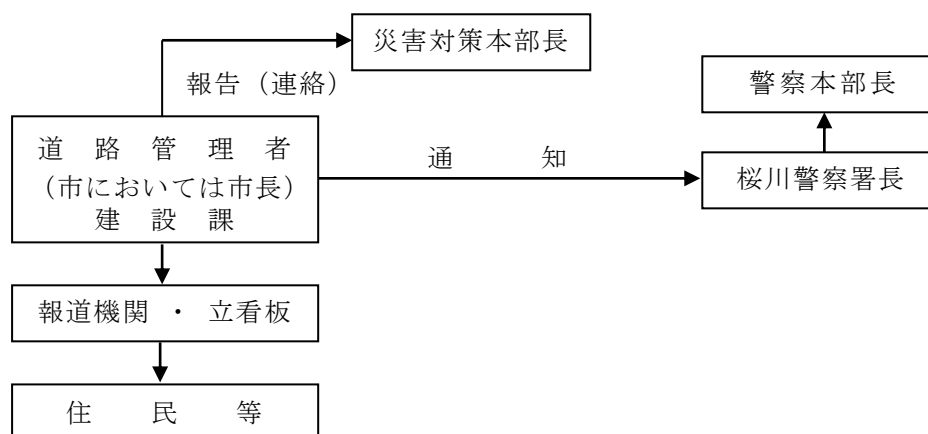
風水害等の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

（1）道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、欠壊、その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行い、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、住民等に周知させるように努める。



(2) 市が管理する道路

ア 道路、橋梁等

- (ア) 警察官、建設課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- (イ) 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに桜川警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係る迂回路等を指定して交通の安全確保を図る。
- (ウ) 危険箇所、災害箇所については、各管理機関のもとに緊急措置を行い速やかに交通を確保する。
- (エ) 電力・通信・水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、桜川警察署と協議し必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い速やかに交通を確保する。
- (オ) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握する。

イ 危険箇所の選定

市長（本部長）は、桜川警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定する。

ウ 危険区間台帳の整理

市長（本部長）は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を桜川警察署長に送付する。

エ パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化する。

オ 通行の禁止・制限

市長（本部長）は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合は桜川警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第45条に規定する道路標識を設置する。

カ 放置車両や立ち往生車両等の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

キ 情報の収集及び交換

市長（本部長）は、桜川警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。また、情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第46条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準又は要綱は、概ね次のとおりである。

実 施 者	範 囲	根 拠 法
国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、止むを得ないと認められる場合	道路法第 46 条
県公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第 5 条 道路交通法第 6 条

3 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (1) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施する。
- (2) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行う。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から 4、5 日ないし 1 週間程度）〕

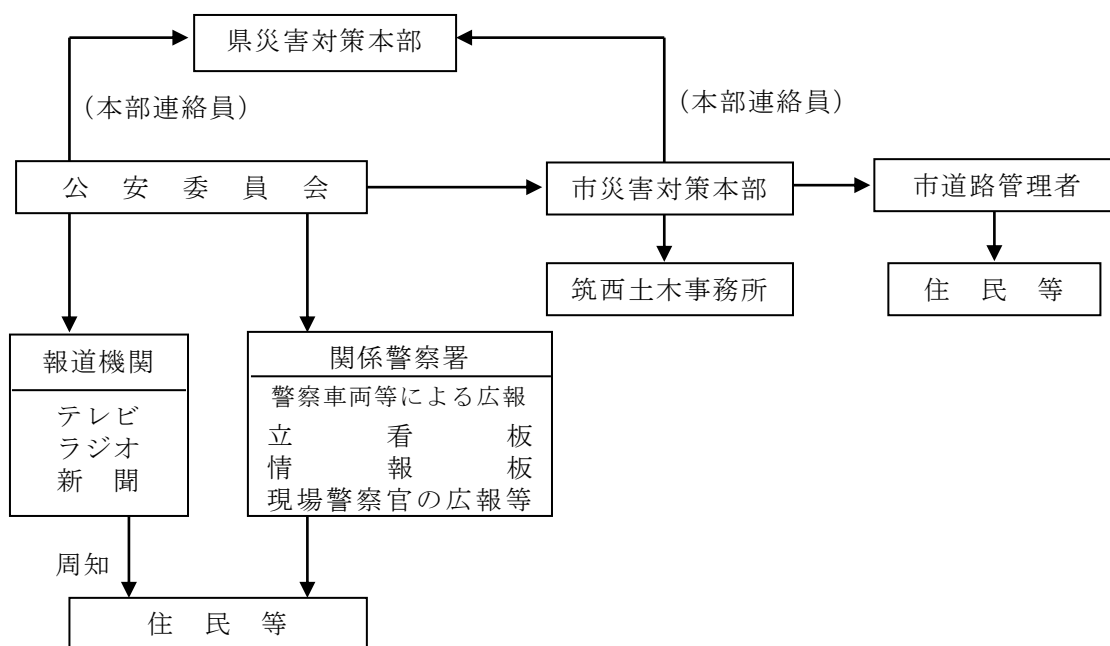
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき、交通管理者（警察署）は交通規制を迅速に実施する。

ア 規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更する。

イ 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し住民等に周知する。



ウ 規制方法

道路管理者による規制は、災害対策基本法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行う。

(ア) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容の周知に努める。

(イ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置する時間的余裕がない場合、又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ 迂回対策

(ア) 道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

(イ) 道路管理者は、迂回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等の措置を講じる。

オ 広報活動

(ア) 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く市民への周知に努める。

(イ) 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。

(4) 道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

ア 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

イ 規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行う。

ウ 規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(ア) 車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定する。

(イ) 一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底する。

(ウ) 規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

4 道路の応急復旧作業

(1) 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施する。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(2) 応急復旧業務に係る建設業者との連携

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時の障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員・機材等を確保する。

4－7 保健計画

本計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 健康相談等

市は、筑西保健所と連携し避難所等を巡回して、避難者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。

第2 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難所での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。

具体的には次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者への指導、相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- 3 被災生活が長期にわたるに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- 4 その他必要な指導、相談

第3 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 健康管理

1 被災者の精神状態の把握

- (1) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (2) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

3 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

第 5 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

4－8 文教対策計画

本計画では、学校施設の被災により通常教育に支障をきたした場合の応急教育計画について定める。

第1 被害状況の把握

学校教育班は、災害発生後、速やかに児童・生徒、教職員、教育関係施設及び通学路の被害状況について、学校（園）長を通じて又は自ら調査する。

被害については災害対策本部を通じて、県に報告する。

第2 児童・生徒等の保護

児童・生徒等が、教育施設にいる際、災害が発生したときは、次のとおり保護に努める。

1 学校の対応

- (1) 学校（園）長等は、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (2) 学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。
- (3) 児童・生徒については、教職員の指導のもとに保護者（又は代理人）への引き渡しや、PTA等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、障害児については、園、学校において保護者（又は代理人）に引渡す。また、交通機関利用者又は留守家庭等の児童・生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については、氏名・人員等を確実に把握し、状況を判断し学校等が保護する。
- (4) 施設内において災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

2 教職員の対処、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童・生徒等の退避・誘導にあつては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担当等は、学級名簿等を携行し、学校（園）長の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織をつくる等十分配慮する。
- (5) 生徒等の安全を確保したのち、学校（園）長の指示により防災活動に当たる。

第3 文教施設の災害応急対策

1 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう配慮する。

2 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとする。

第4 応急教育

1 教育施設及び授業

市の教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館・体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教育施設の応急復旧対策

被害の発生した学校、幼稚園は、災害の多少を問わず次のような措置を講じる。

- (1) 被害の軽易な復旧については、学校（園）長が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞なく学校教育班に報告する。
- (2) 業者を必要とする被害の復旧については、学校教育班の指示を受け応急復旧を行う。
- (3) 被害を受けた部分については、本工事を実施する前に学校（園）長は、学校教育班の指示を受け、一時的な復旧作業を行う。
- (4) 被害の状況によっては、職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。
- (5) 校舎が全壊した場合等は、教育計画に基づき、体育館の仮間仕切、仮便所等の設置等を実施する。
- (6) 被害の発生した公民館、歴史民俗資料館等社会教育施設及び文化財には、(2)に準じた措置を行う。

3 応急教育実施の予定場所

校長等は、教育施設や児童生徒等の被災状況によって教育実施に困難をきたしたときは、適当な教育施設を確保するため緊急にして適切な措置を講じるとともに逐次、実施の状況を学校教育班へ報告する。

4 応急教育方法

- (1) 校長等は、教育施設や児童生徒等の被災状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講じるとともに実施の状況を逐次学校教育班へ報告する。
- (2) 応急教育方法を実施するに当たり、次の事項に留意する。
 - ア 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
 - イ 児童生徒等の通学の安全を期するための適切な措置と指導
 - ウ 児童生徒等の衛生、保健管理上適切な措置と指導

5 教材、学用品の調達及び配給の方法

- (1) 校長等は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を逐次、学校教育班に報告する。
- (2) 学校教育班は、桜川市災害対策本部及び茨城県災害対策本部と連絡をとり、被災並びに補給の状況を報告するとともに教材、学用品の確保並びに配給について適切な措置を講じる。
- (3) 通常の場合、県（教育庁・教育委員会、権限を委任された場合は市長）が、各校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

6 給与の方法

- (1) 市長（本部長）は、各校長等からの報告により、学用品を一括購入し、各学校（園）長に配布する。
- (2) 前号により配布を受けた校長等は、これを児童生徒等に交付する。
- (3) 市長（本部長）は、学校教育班と被災の状況を調整する等、各学校相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。
- (4) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

7 学校給食等の措置

- (1) 災害地域における学校給食の応急措置について、応急的に当該学校の児童生徒等に対して臨時的に政府あっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して、学校給食を実施する場合は、茨城県教育委員会に協議する。
- (2) 学校給食の実施に当たっては、教育委員会はその実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食、未実施の別）及び実施期間について県教育委員会へ報告する。
- (3) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

8 児童生徒等の健康管理

- (1) 被災児童生徒等への心のケア
 - ア 教職員によるカウンセリング
 - イ 電話相談等の実施
 - ウ 教育相談センター、県精神保健福祉センター、こどもセンター等の専門機関との連携
- (2) 教職員の心の健康管理
 - ア グループワーク活動の展開
 - イ 災害救急医療チーム派遣制度の確立

9 教育実施者の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講じるものとする。

- (1) 被災教職員の裏付対策
 - ア 複式授業の実施
 - イ 二部授業の実施
 - ウ 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - エ 教育委員会事務局職員の応援

10 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講じるものとする。

- (1) 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

4－9 労務供給計画

本計画では、地震発生時において不足し必要となった労務者等の雇上げについて定める。

第1 労務供給の実施

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策本部における雇上げは、その職種等によって関係部が行うものとする。

1 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、茨城労働局を通じて行う。
- (2) 求人を受けた茨城労働局は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

2 災害救助法による労務者の雇上げ

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

(2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

第2 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長、警察官
		災害対策基本法第65条第2項	

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執行者
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条	知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 市長 (委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	措置命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防団長、消防長

第 4 その他

- 1 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、被害状況を説明し従事作業用の器具等を持参させるようにする。
- 2 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法によるものとする。

4－10 地域の孤立対策計画

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した地域に対して、市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第1 孤立した場合の対応

1 市

- (1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) 居住地や避難所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。
- (4) 医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 市からの孤立情報を受けて、消防防災ヘリコプターの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 通信のそ通に対する応急措置
災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。
- (3) 通信の利用制限
通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (4) 災害用伝言サービスの運用
大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 桜川警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

6 他機関の通信設備の利用

市長（本部長）及び知事は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災害対策法第 55～57 条）。

また、市長（本部長）若しくは指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長若しくは知事は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災害対策法第 79 条）。

使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備
・消防通信設備	・海上保安通信設備	・電力通信設備
・水防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備

4－11 医療・助産計画

震災のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療体制が混乱した場合における医療及び助産の対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施機関

- 1 市長（本部長）は、必要に応じて救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。
- 2 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3 2により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班により実施し、必要に応じて県が組織する救護班、国立病院等で組織する救護班及び社団法人茨城県医師会（以下「県医師会」という。）が組織する救護班の応援を求めて実施する。

第2 市の対応

市長が実施する医療及び助産は、次に掲げる場合とする。

- 1 災害救助法が適用された場合において、市長（本部長）の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間。
- 2 災害救助法が適用されない小災害の場合。
- 3 災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長（本部長）に委任したとき。

第3 実施の方法

災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

第4 救護所の設置

1 救護所を設置

- （1）現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- （2）患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- （3）被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- （4）救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- （5）地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

	医療機関名	所在地	電話番号
桜川市	さくらがわ地域医療センター	高森 1000	0296-54-5100

2 救護班の編成

（１）救護班は、医師（班長）、看護師、補助員をもって編成する。

（２）救護班の数は、状況に応じ市長（本部長）が定める。

（３）救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。

ア 救護班活動状況

イ 医療実施状況

ウ 助産台帳

（４）救護班の活動は以下の内容とする。

被災地に入った救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後３日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

（５）市長（本部長）は、救護班の編成に当たって、必要に応じ、医師会に協力を要請する。

（６）医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMA T等）の派遣を要請するものとする。

ア 必要人数

イ 期間

ウ 派遣場所

エ その他必要事項

3 医薬品等の供給

（１）品目

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

（２）調達方法

ア 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、筑西保健所等に要請し、補給を受ける。

イ 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんを受ける。

ウ 市は、県内の医薬品卸売業者が、約3週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医理化機器協会等との連携を強化する。

(3) 搬送、供給方法

ア 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用する。

イ 販売業者は、市域の集積拠点まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

第5 医療関係ボランティアの活用

災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

第6 在宅要医療患者の医療救護

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

4－12 危険物等災害防止対策計画

地震災害の発生に伴う、危険物施設等からの有害物質の漏えいに対処するとともに、付近の住民の避難誘導を迅速に行い、危険物等災害を最小限にとどめるために、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害の発生を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図ることを定める。

また、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、市及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 火薬類

1 実施責任者

市長（本部長）及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者とする。

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。
- イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じるものとする。
- ウ 火薬庫の入口、窓等を粘土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

3 市の措置

市は、施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡を取り立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

市は、災害発生の連絡を受けた場合には、速やかに把握した被害状況等を県に報告する。

第3 高圧ガス

1 実施責任者

市長（本部長）及び高圧ガス製造業者等とする。

2 応急措置

(1) 製造業者等の措置

- ア 直ちに事業所内における火気の取扱を停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。
- イ 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所、若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、適切な災害発生防止のための措置を講じる。
- ウ 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
- エ 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

3 市の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

第4 石油類、毒物及び劇薬

1 実施責任者

市及び施設の所有者、管理者又は占有者とする。

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- ア 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断するものとする。
- イ 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物資に対する保安措置を強化するものとする。
- ウ 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

3 市の措置

(1) 立ち入り禁止地区の設定

被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示・勧告をするものとする。

(2) 消防力の有機的運用

火災の防御は、消防班がその消防力を有機的に運用して実施する。特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣等を関係機関等に要請するものとする。

(3) 危険物の排除

流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

(4) 立ち入り制限

漏油した場合、危険区域はロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

第5 放射性物質

1 実施責任者

市及び施設の所有者又は管理者とする。

2 応急措置

(1) 施設等の措置

- ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関等と緊密な連絡を取り、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。
- イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

3 市の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

4－13 燃料対策計画

災害時においても、庁舎の自家発電用燃料や応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

第1 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

市は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

第2 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

第3 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

5－1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

イ 調査・報告方法の確立

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

第2 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第3 り災証明書の発行

発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、り災証明書を発行する。

また、平常時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

5－2 被災者のメンタルケア

本計画では、災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者が精神的に癒され、生きる目的をみつけ生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力の上、速やかに的確な対策を講じることについて定める。

第1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 1 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 2 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- 3 現実否認による精神麻痺状態
- 4 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 5 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- 6 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

第2 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的をみつけ生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応をとるものとする。

具体的には、次のような症状が長期間続く。

- 1 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- 2 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- 3 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

第3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。

- 1 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 2 関係機関等による精神保健相談
- 3 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者むけの講演会の実施
- 4 専門施設での相談電話の開設
- 5 広報誌及び情報広報誌等による、被災者への情報提供
- 6 小・中学校での児童・生徒への、精神的カウンセリング

第4 被災者に対する配慮

被災者に対し、次のことについて配慮することが必要である。

- 1 被災者が現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- 2 被災者が立ち直り、自立した生活ができるようになるまで支援する。
- 3 大規模な災害のあと当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援を促進する。
- 4 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、個別的な手当を確保する。
- 5 社会精神医学面での手当と、その他の救援措置を組み合わせ提供すること。
- 6 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講じること。
- 7 治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための耐性を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。
- 8 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するものとする。

第5 児童、高齢者、障害者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

5－3 ボランティア団体等支援計画

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、市は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第1 各主体の役割

1 市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

なお、災害ボランティアセンターの設置・運営については、市社会福祉協議会を主体として、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、共同方として組織する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所を指定する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援

ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、常駐させる。また、同時に市災害対策本部へ市社会福祉協議会職員を受入れ、相互の情報共有を図る。

イ 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

3 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターは、センターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。

(2) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。

(3) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

(4) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

(5) その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

第2 災害ボランティアセンターの活動内容及びボランティアの区分

1 災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動のコーディネート（調整）等に必要となる次の活動を行う。

- (1) ボランティア需要の把握
- (2) ボランティアの受入情報の発信
- (3) ボランティアの受付及び登録
- (4) ボランティア派遣希望の受付
- (5) ボランティア派遣調整
- (6) ボランティア活動情報の集約及び管理
- (7) ボランティア活動保険加入業務
- (8) その他のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの運営に必要な業務

2 ボランティアの区分

ボランティアの区分は、次のとおりとし、各ボランティアを必要とする被災地域、避難所、被災者等に派遣する。

(1) 職能による区分

ア 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報等を提供する。

イ 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士、障害者や外国人等に対する専門的な知識や技能を活用するボランティア。また必要物資等の提供企業も含むものとする。

(2) 所属による区分

ア 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

イ 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

5－4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズの集約に努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

3 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第 2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (8) 消費（物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校）
- (10) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- (16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

第 3 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

第 4 保険や共済制度の活用

保険や共済制度は、災害等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、それらの制度の普及促進に努める。

5－5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

第1 給水計画

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによるものとする。

なお、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、市が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は市長（本部長）が行う。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

2 飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給は同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが災害救助法が適用されない場合においても、これに準じて実施するものとする。

水道班は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(1) 実施内容

ア 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

イ 飲料水供給の方法

(ア) 水道水の搬水給水

企業水道、簡易水道、会社及び個人等が所有する水道から給水タンク、補助タンク等をもって搬水し消毒の上給水を実施する。

(イ) ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、県、近隣市町村、その他関係機関が所有するろ水器を利用してろ水し、薬品による消毒、検水ののち応急的に給水する。

(ウ) 要配慮者への配慮

高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

ウ 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により、期間を延長することができる。

エ 供給のため支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当地域における通常の実費とする。

オ 給水量

水道班は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

カ 給水方法

(ア) 飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保する。

- a 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。
- b 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。
- c 高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

(イ) 水道班は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- a 給水を必要とする人員
- b 給水を必要とする期間及び給水量
- c 給水する場所
- d 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- e 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- f その他必要な事項

キ 応急給水の広報

応急給水実施について、給水の時間や場所などの内容を広報する。広報は、放送等のほか、文字情報等を活用し、確実に伝達できる方法を併用し実施する。

内容 時系列	期 間	1 人当たり水量 (ℓ／日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第 1 次給水	災害発生から 3 日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第 2 次給水	4 日目から 10 日まで	20	調理、洗面等最低限生 活に必要な水量	自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水
	11 日目から 21 日まで	100	最低限の浴用洗濯に 必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給 水
第 3 次給水	22 日から 28 日まで	被災前水量 (約 250ℓ)	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水共 用栓の設置

※ 期間は、水道が 4 週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

市内における給水拠点及び給水能力

上水道の状況

(平成 30 年)

年間配水量 (m³)	年間有収水量 (m³)	有 収 率 (%)	1 日最大 配水量 (m³)	1 日平均 配水量 (m³)
4,266,613	2,740,598	64.23	13,219	11,689

資料：水道課

給水タンク等配備状況

給水タンク		
容量 (ℓ)	個数	合計 (ℓ)
1,000	3	3,000
500	7	3,500
300	3	900
200	4	800
100	2	200
20	21	420
11.5	2	23
9	3	27

非常用水袋 (10L 用)	非常用発電機
3,000	6

浄・配水場一覧

岩瀬		真壁		大和	
施設名	容量 m ³	施設名	容量 m ³	施設名	容量 m ³
富谷配水場	2,800	真壁浄水場	—	羽田配水場	576
友部配水場	380	真壁配水場	2,500	本木配水場	74
犬田配水場	350	—	—	大曽根浄水場	180
亀岡配水場	354	—	—	高久浄水場	656
堤上浄・配水場	294	—	—	—	—
池亀配水場	242	—	—	—	—
猿田第1配水場	262	—	—	—	—
猿田第2配水場	56	—	—	—	—
門毛第1配水場	102	—	—	—	—
門毛第2配水場	65	—	—	—	—
大泉配水場	134	—	—	—	—
11 施設	5,039	2 施設	2,500	4 施設	1,486

3 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第2 食糧供給計画

災害により食糧の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する計画とする。

1 実施機関

- (1) 食糧の供給は、市長（本部長）が実施する。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合、市長（本部長）は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ水戸食糧事務所長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付食糧庁長官通達）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

2 食糧の調達

市が備蓄している食糧を供出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。

(1) 食糧調達

被災者に対する食糧の供給について第1次的には本市の備蓄食糧を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食糧等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。なお、調達が困難な場合には、知事にそのあつせんを依頼するが、連絡がつかない場合は、「災害救助法が発効された場合における災害救助法用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、当該地域を管轄する農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

3 食糧の給与

市は、あらかじめ定めた食糧供給計画に基づき、被災者等に対する食糧の調達、供給を行う。

(1) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

ア 食糧の供給要請等

被災者等への食糧の供給に備え、備蓄倉庫に次の食糧を備蓄する。

主食／食	缶詰かゆ／缶	粉ミルク／缶	乾パン／缶
2,000	150	20	480

市は、食糧の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あつせんを要請する。

- (ア) 供給あつせんを必要とする理由
- (イ) 必要な品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (エ) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (オ) その他参考となる事項

(2) 食糧の集積地

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。市は、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

(3) 食糧の供給

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がいないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。

(4) 供給品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを給与するものとする。

(5) 供給対象者

ア 避難所等に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者

ウ 通常の供給機能が一時的に阻害混乱し、主食の供給を受けられない者

(6) 炊き出しその他による食品給与費の経費及び限度額

ア 経費内容

主食費、副食費、燃料及び雑費

イ 限度額

アの経費のうち雑費を除く合算額が災害救助法の定める1人1日の金額を限度とする。

ウ 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、資料編「5 避難施設」の中から選定するが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出し可能とする。

エ 炊き出し要員

食糧供給は、福祉班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種婦人団体、ボランティア、避難者等の協力を得て実施する。

オ 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、市の備蓄器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

(7) 炊き出しその他による食品給与の期間

炊き出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内において3日以内を現物により支給する。

4 協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

第3 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。

1 実施機関

- (1) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与は市長（本部長）が行う。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村・県・その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 実施の方法

災害救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、福祉班で行う。

(1) 給与又は貸与品目

ア 供給対象者

全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

(ア) 寝 具 就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等

(イ) 外 衣 普通衣、作業衣、運動靴等

(ウ) 肌 着 シャツ・ズボン下・パンツ等

(エ) 身 廻 品 タオル・手拭・洗面具等

(オ) 炊事道具 鍋・釜・包丁・バケツ等

(カ) 日 用 品 石けん・塵紙・歯ブラシ・歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等

(キ) 食 器 茶わん・汁わん・皿・はし、スプーン、紙コップ、ほ乳ビン等

(ク) 光熱材料 マッチ・ローソク・カセットコンロ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等附属器具等

(ケ) その他（ビニールシート等）

ウ 備蓄物資

被災者への供給に備え、次の物資を備蓄する。

毛布／枚	タオル／枚	哺乳瓶／本	トイレ紙ロール	飲料水袋／枚
810	570	20	240	1,000
生理用品／個	紙おむつ／枚	成人おむつ／枚	懐中電灯／組	仮設トイレ
3,200	640	225	90	10 (3)

※ 仮設トイレの（ ）内については、要配慮者用トイレ数を計上

エ 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努める。

オ 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内とする。

カ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、ボランティア等に協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項について福祉班を通じて呼びかける。

(ア) 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。

(イ) 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。

(ウ) 腐敗しやすい生鮮食糧品の送付は行わない。

(2) 記録簿等の作成

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

5－6 要配慮者安全確保対策計画

災害時に、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

なお、市は、あらかじめ定める避難情報の提供方法や支援対策をマニュアル化し、適切な避難支援ができるよう努める。

第 1 実施機関

- 1 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、市長（本部長）が実施する。
- 3 市のみで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第 2 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する災害弱者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行う。

1 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

2 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策

（１）救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者関連施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

（２）搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者関連施設に受入先を確保する。

（３）食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者関連施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気・ガス・水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第3 避難誘導対策

1 避難行動要支援者名簿による情報共有

災害時は避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。

2 避難誘導体制

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の避難支援等関係者の協力を得て、要配慮者に迅速に避難準備・高齢者等避難開始等を伝達するとともに避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行う。

第4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

1 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

2 搬送体制の確保

要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員・ホームヘルパー・点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等、及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧・飲料水・生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

なお、市は、福祉避難所の食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行うものとする。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第5 児童に係る対策

- 1 市は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 2 市は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第6 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

（1）避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ・情報誌などの発行、配布を行う。

（2）テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ、メール）等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

第7 避難所等での配慮

- 1 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに安否確認を行う。
- 2 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。
- 3 視覚・聴覚障害者に対しては、的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等による情報提供を行うよう努める。
- 4 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。
- 5 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等への一時避難ができるよう事前に協定等を締結しておくよう努める。
- 6 仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては、要配慮者世帯を優先して入居させる。

5－7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施を定める。

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

また、市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。

第1 各機関の取組み

帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

また、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供するものとする。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、対応を徹底する。徒歩や代替交通手段等での帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

1 市の取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め体制を構築しておく必要がある。

2 企業の取組み

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

企業等は、事業継続計画（BCP）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第2 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

5－8 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

第1 義援物資の供給

- 1 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。
- 3 ボランティア等との連携、協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。
- 4 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効率的な配布を行う。
- 5 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- 6 受入物資を配布するとともに、物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

第2 義援物資の受入れ及び保管

受入れ・照会窓口を開設し、受入れ要員を配置するとともに受入れ物資リストを作成する。受入れた物資は、集積拠点に輸送し保管する。

5－9 愛玩動物の保護対策

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

第1 市の役割

1 動物同伴施設の設置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮する。

2 相談窓口の設置

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。

3 避難訓練時の配慮

避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第2 飼い主の役割

- 1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- 2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

5－10 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 郵便関係

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。
なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

5 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第6節 災害救助法の適用

被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

第1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1／2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1／3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

（1）住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

（2）住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

（3）住家の床上浸水

（1）及び（2）に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

（1）住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。

（2）世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

- 1 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）
市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
42,632 人（平成27年国勢調査）	60 世帯

- 2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
42,632 人（平成27年国勢調査）	30 世帯

- 3 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 救助法の適用手続き

- 1 市長（本部長）は、市における災害が前記「第2 救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- 2 市長（本部長）は、前記「第2 救助法の適用基準」の3の後段及び4の状態で被災者が現に救助を要する状態にある場合は、救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長（本部長）は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第4 救助法による救助の種類

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長（本部長）が行うこととする。

なお、市長（本部長）は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりである。

第 5 救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

1 救助法に基づく救助費用の申請

救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知事に申請する。

2 救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

救助法が適用されない場合において、市長（本部長）が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和 46 年茨城県規則第 39 号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

第7節 応急復旧・事後処理

7-1 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

第1 建築物等の応急危険度判定

本計画では、大規模な災害により被災した建物等が引き続き安全に利用できるかどうかを判定し、二次災害の発生防止を図ることについて定める。

1 応急危険度判定の基本事項

（1）判定実施の判断

市長（本部長）の判定実施の決定により、都市整備班に「判定実施チーム」を設置し、応急危険度判定士の協力により判定活動をする。

（2）判定基準

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による応急危険度判定調査票を適用する。

（3）判定ステッカー

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に定められた判定ステッカーを使用し、判定結果に基づいて調査建築物に貼り付ける。

2 応急危険度判定活動

（1）判定の対象

判定の対象建築物は、市長（本部長）の定める判定街区の建築物とする。

（2）判定実施期間

判定実施時期及び作業日数は、概ね2週間程度とし、一人の判定士は3日間を限度に判定活動を行うものとする。

（3）判定の関係機関

市長（本部長）は、判定の実施主体として判定作業に関わる判定士の指揮、監督を行う。県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3 判定士の派遣・派遣要請

（1）判定士の派遣

市長（本部長）は、災害の程度に応じて必要と認められる場合は、直ちに判定士の派遣を行う。判定結果の責任については、市が負う。

（2）判定士の派遣要請

市長（本部長）は、余震等による二次災害を防止するため、必要と認められた場合には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は市長（本部長）が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは知事が行う。
- (2) 市又は県のみで実施が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 仮設住宅の建設

(1) 住宅対策の種類と順序

ア 災害直後に直ちに行う必要のあるもの

- (ア) 避難所の設置による被災者の応急救容
- (イ) 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理及び障害物の除去
- (ウ) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
- (エ) 住宅復旧資材の値上り防止及び資材の手当、あっせん

イ アの対策に引き続きできるだけ早く実施すべきもの

- (ア) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- (イ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による既設公営住宅の復旧（再建、補修）
- (ウ) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- (エ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理の設計及び事業実施

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 実施機関

市は、被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、県による建設を依頼する。また、救助法が適用された場合の被災者の応急仮設住宅の供与については、知事の職権の委任を受けて市長（本部長）が行う。

イ 実施の方法

救助法が適用されたときは、同法の基準により、適用にいたらない小災害の場合は、同法の基準に準じて行う。

ウ 供給対象者

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力でもってしては、住家を確保することのできない者であること。

エ 設置戸数

全壊、全焼、流出世帯の合計数の3割以内とするが、状況によって、内閣府と協議する。

市は被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

オ 供給方法

- (ア) 市は、平常時から、業界の協力が得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握する。
- (イ) 建設に当たっては、速やかに内閣府と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (ウ) 市は、大規模災害を想定し、あらかじめ広域的な団体等と協定を締結するほか、市は次の事項を可能な限り示して供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。
 - a 被害戸数
 - b 設置を必要とする戸数
 - c 調達を必要とする建設業者数
 - d 連絡責任者
 - e その他参考となる事項
 - ・ 除去した障害物の集積場所：被災地付近の空地に一時集積する。
 - ・ 建築資材及び必要機械器具については、市内の業者に依頼し調達する。建設業者は、市の指名競争入札参加者名簿等に登録されている業者とする。
 - ・ 建設及び管理者：災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理する。

カ 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

市は、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

キ 入居者の認定

「自らの資力では住宅を得ることができない者」とは、概ね次のような者をいい、十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を聞く等、実情に配慮する。

入居対象者及び入居予定者の選考業務は、県が市の協力を得て行う。

- (ア) 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
 - a 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 - d 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
 - e 特定の資産のない勤労者
 - f 特定の資産のない小企業者
 - g その他これに準ずる者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

ク 管理主体

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ県から委任された場合、市が行う。

ケ 生活環境の整備

(ア) 市は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

(イ) 市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努める。

(3) 住宅の応急修理

ア 実施責任機関

市は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。また、救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、知事の権限の委任を受けて市長（本部長）が行う。

本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 市は、建設業者が不足する事態の発生や、建設資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あつせん、調達を依頼する。

- (ア) 被害戸数（半焼・半壊）
- (イ) 修理を必要とする戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建設業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

ウ 実施の方法

救助法が適用されたときは次の基準により、適用されない小災害のときは、実情に応じ市長（本部長）がその都度決定する。

住宅の応急修理の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

(4) 空家住宅の確保

ア 対象

市営住宅のほか、県内各市町村の所有する空家

イ 募集

市及び提供する事業主体が募集を行う。

(5) 障害物の除去

ア 実施責任機関

市は、住宅等に流入した土砂等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。また、救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、知事の権限を受けて市長（本部長）が行う。市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求める。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数
- (イ) 除去に必要な人員

- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無
- (カ) その他参考となる事項

イ 実施の方法

救助法が適用されたときは同法により、適用されない小災害の場合は実情により市長（本部長）がその都度決定する。

障害物除去の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

(6) 住宅相談窓口の設置

都市整備班に住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

(7) 要配慮者に対する配慮

要配慮者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては要配慮者がいる世帯を優先して入居させる。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(8) 応急仮設住宅の管理

県と連携し、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

7-2 ライフライン施設の応急復旧

市民生活に密着した公共土木施設、ライフライン関係施設及び通信施設は、重要な役割を持つため、管理者は地震発生後、必要に応じて施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに被災した所管施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図るものとする。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、及び危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により、実施するものとする。

第1 公共土木施設

震災時における公共土木施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 河川施設

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると、河川堤防が地震により被災（沈下）し、これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次災害が想定される。地震により堤防、護岸等河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力をつくすものとする。

(2) 応急対策

堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画をたてて復旧する。また水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに内水の排除に努めるものとする。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保するものとする。

2 道路施設

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じ大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害の発生が予想される。

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、車両等による巡視を実施する。情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の活動に必要な路線は最優先して復旧に当たるものとする。

(2) 応急復旧活動

ア 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、複旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員等の制限を付しても速やかに復旧し、解放するものとする。

イ 復旧対策

応急復旧に引き続き又は平行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等種々勘案の上、通行止を避けながら順次本復旧を進めていくものとする。

(3) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期啓開を要する重点路線を結ぶ、被災地から又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

(4) 東日本高速道路株式会社の応急措置

大地震が発生した場合には、速やかに会社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公団職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに概ね次の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

加速度値	交通規制内容
計測震度 4.0 以上 4.5 未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制
計測震度 4.5 以上	通行止

第 2 鉄道施設

震災時における鉄道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

1 JR 東日本旅客鉄道株式会社の応急対策計画

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、身体及び財産を保護するため全力をあげて救出・救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行に当たっては、運転事故報告手続き、災害時運転規則手続きの定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ、輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続きに定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 列車運転規制の基準

(ア) 震度が5以上の場合

該当する区間の全列車の運転を中止する。その後の運転については、路線の保守担当区所長（電化区間では電力区長を含む。以下同じ。）からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

(イ) 震度が4の場合

該当する区間の全列車に対し、貨物列車以外の列車には35km/h以下、貨物列車には25km/h以下の速度で運転することを指示し、その後保守担当区所長からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

イ 駅長の取扱い

駅長（CTC区間にあつては、CTC指令を含む。以下同じ。）は、警報器の警報ブザーが鳴動したとき、又は地震を感知し、列車の運転が危険と認められるときは、列車の運転を一時見合わせるとともにその旨を関係保線区長及び電機区長並びに関係乗務員に連絡するものとする。

ウ 輸送司令員の取扱い

輸送司令員は、駅長又は保線区長から通報を受けたときは、速やかに列車抑止範囲内の駅長に対し指令を行うものとする。

輸送司令員は、保線区長から運転規制又は運転中止の要請があつたときは、関係駅長及び関係乗務員に指令するものとする。解除の場合も同じとする。

エ 保線区長の取扱い

保線区長は、警報器の警報ブザーが鳴動したとき又は通報を受けたとき、若しくは地震を感知し、列車の運転が危険と認めたときは、関係箇所に通報するものとする。

(4) 列車の徐行運転又は運転休止の解除

ア 保線区長は、線路、点検その他の状況により、列車の徐行運転又は運転停止の必要がなくなつたと認めたときは、その旨を列車指令に報告しなければならない。

イ 列車指令は、前号により保線区長から報告があつたときは、関係停車場の駅長に対し、列車の徐行運転又は運転休止の施行の解除を指令しなければならない。

ウ 前号の指令を受けた関係停車場の駅長は、関係乗務員にその旨を通報するものとする。この場合、徐行運転を施行している列車に対しては、運転報告券で「徐行運転解除」の旨通告するものとする。

第3 上水道施設

水道班は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

1 応急復旧の実施

(1) 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早急な給水の再開に努める。

(2) 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるものについては、申し込みの有無に関わらず、応急措置を実施する。

ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの

（ア）漏水が多量なものの復旧

（イ）被災給水装置の閉栓

イ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの

ウ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

2 資機材、車両及び人員の確保

水道班の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求めるほか、配水管等については、メーカーの協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

4 応援要請

市、市指定給水装置工事事業者で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県を通じて、他の市町村に応援を要請する。

第4 下水道施設

下水道班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 応急復旧の実施

(1) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧までの一時的な機能の確保を目的として、管路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施する。

(2) 管渠

管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水管の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

市民からの修理相談を受付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資機材、車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、下水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

第5 電力施設

災害に対処するため、電気事業者は、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電気事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、定められた系統運用要領により、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

3 他電力会社間の電力融通

電気事業者は、災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じた場合は、「全国融通電力受給契約」、「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急融通を行う。

4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び復旧状況に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

5 対策要員等の確保

電気事業者は、防災体制が発令された場合、防災計画の出動計画に基づき、対策要員を確保する。なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

6 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員等の確保、復旧資機材の確保、電力の融通など応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

7 設備の応急復旧

電気事業者は、自社で定めた応急復旧計画に基づき応急復旧を行う。

なお、復旧に当たり可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

第6 電気通信施設

1 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザ（緊急通信受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

2 復旧を優先する電気通信サービス

- （１）電話サービス（固定系・移動系）
- （２）総合ディジタル通信サービス
- （３）専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- （４）パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- （５）衛星電話サービス

3 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	1 に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、2 に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他のサービスについては3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続きできるだけ迅速に行う。長くて10日以内*を目標とする。

* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヵ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヵ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第7 LPガス供給施設

LPガス販売事業者は、災害からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するとともに、震災時におけるLPガス施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害時の緊急対応

（１）火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

ＬＰガス販売事業者は、地震によりＬＰガス設備が損壊又は転倒した場合は、ＬＰガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 ＬＰガス販売事業者の措置

ＬＰガス販売事業者は、事業所内及び供給先において災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、桜川警察署及び消防本部等関係機関に協力し災害の鎮静に努め、災害が沈静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、ＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) ＬＰガス供給施設の被害状況把握

ＬＰガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

(4) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

第 8 農業用施設

地震発生時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 頭首工、取水施設、用排水路

施設管理者より施設の被害報告を受けた場合、被害状況を取りまとめて県に報告する。

2 各種樋門、排水機場

施設管理者より施設の被害報告を受けた場合、被害状況を取りまとめて県に報告する。

3 農業用ため池

堤高 15 メートル以下の農業用ため池については震度 5 弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は緊急点検を実施して結果を市に報告する。市は、二次災害の危険がある場合は、施設管理者と協議しながら、応急対策を行うものとする。

また、点検結果を県に報告するとともに危険がある場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか避難勧告等を行うものとする。

7－3 清掃計画

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

第1 廃棄物処理の実施

被災地域におけるごみ処理、し尿くみ取り等の清掃は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、県又は隣接市町村に応援を求めて実施する。

1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の中で大量に収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通のふくそう等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長（本部長）が行うものとする。

3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬を行うよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあつせんを要請する。

第2 ごみ及びし尿等の処理

1 生活ごみの収集処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行うものとする。また、住民に対して、その内容を周知し収集及び処理を実施する。
- (2) 災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。また、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場については、岩瀬塵芥処理場とする。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとする。
- (3) 災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- (4) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。

ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	240（t/日）	連続	15.3

※ 注 処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

粗大ごみ処理施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	50（t/日）	併用	15.3

※ 注 処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

2 し尿処理

- （１）下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- （２）下水道施設及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し避難所又は地区ごとに仮設トイレの設置提供等必要な処理を講じる。
- （３）仮設トイレの排出量を考慮した総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。
- （４）消毒剤等の資機材の準備、確保

市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

- （５）県等への応援要請

ア 市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。

イ 市は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には県に対して、広域的な支援の要請を行う。

し尿処理施設

組合名（構成地区）	所在地	規模 kl/日	処理方式	竣工(使用開始) 年 月
筑北環境衛生組合 （笠間市・桜川市の内岩瀬地区・ 大和地区、筑西市の内協和地区）	桜川市長方 1245	100	標・脱	61. 3

3 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には筑西保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。

7－4 防疫計画

本計画では、被災地で発生する感染症の予防を図るための対策について定める。

なお、本計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第7節7－5「防疫計画」の定めるところによるものとする。

第1 感染症予防対策の留意点

被災地における感染症対策は、市長（本部長）が「防疫組織」を編成し実施する。ただし、災害状況により実施が困難な場合は知事に依頼する等適宜の処置をとるものとするが、特に知事が必要と認めたときは、感染症法の規定に基づき、廃棄、その他予防、まん延防止に必要な措置について実施するものとする。

第2 感染症対策

感染症の対象は個人、公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外、便所、給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。

第3 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行うものとする。

具体的には次のとおり。

- 1 市は、筑西保健所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行うものとする。
- 2 筑西保健所の検病調査の実施に当たっては、これに協力し、情報の的確な把握に努め、検病調査の結果、必要と認められるときは、健康診断を行うものとする。
- 3 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を行うものとする。
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定により、生活用水の供給を行うものとする。
- 5 感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、感染症指定医療機関に収容するものとする。
- 6 防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

区分	実施方法
疫学調査	主として保健師を中心として聞きこみにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は、県の指示のもとに感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き発生又は疑いのある地域住民について県の指示のもとに検便を実施する。
消毒方法	感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施するものとする。

区分	実施方法
ねずみ族・ 昆虫等の駆除	感染症法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫の駆除を実施するものとする。
予防接種	予防接種法第 6 条の規定により臨時の予防接種を行う。
給水	感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

第 4 感染症対策活動に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

- 1 噴霧器（各種）
- 2 消毒薬品
- 3 昆虫駆除薬剤
- 4 検便用資材等

第 5 報告

市長（本部長）は、警察、その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について、筑西保健所を経由して知事に報告するものとする。

- 1 被害の状況
- 2 防疫活動の状況
- 3 災害防疫所所要見込経費
- 4 その他

7－5 障害物の除去計画

本計画では、地震発生時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ及びがけくずれ等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等が住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

なお、本計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第7節7－6「障害物の除去計画」の定めるところによるものとする。

第1 実施機関

障害物の除去は、市長（本部長）が実施する。ただし、救助法適用時は知事が自ら行うことを妨げない。市のみで困難な場合は、近隣市町村・県・国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。当該市町村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

また、緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件について、必要と認められる場合は除去を実施する。

3 河川関係障害物の除去

河川管理者は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、危険が認められる場合は除去を実施する。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

7－6 死体の搜索及び埋葬計画

本計画では、地震災害により死亡した者の搜索、検分及び埋葬の実施について定める。

第1 搜索の実施

死体の搜索、収容及び埋葬は、市長（本部長）が警察、消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、市及び県が連携して実施する。

第2 行方不明者・死体の搜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者若しくは周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

2 実施方法

- (1) 市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2) 市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。
- (3) 行方不明者及び死体の搜索については、福祉班を主体とし、警察、自衛隊等の関係機関及び地域住民、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により搜索が実施できないとき、又は死体が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

- (1) 災害対策本部は、県に死体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村に搜索応援を要請する。
- (2) 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。
 - ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
 - イ 死体数、氏名、性別、年令、風ぼう、特徴、持物等
 - ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
 - エ その他必要な事項

4 救助法適用時の基準

(1) 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用

救助法により支弁されるのは、舟艇その他搜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第 3 死体の検分

市長（本部長）は、死体を発見したときは、速やかに桜川警察署に連絡し、その検分をま
って諸活動をするものとする。

1 方法

死体の対応は、災害対策本部において福祉班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力に
より処理場所を借上げ、次の方法により行うものとする。ただし災害対策本部において実
施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求めるものとする。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 死体の一時保存（寺院等を集中安置所に指定し、身元不明遺体を集中安置する。）
- (3) 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）
- (4) 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体安置所に収容する。

ア 死体安置所の設置

被害が甚大な場合には死体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、
必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発生し、遺骨、遺品ともに少な
く、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明死体を集中安置する。

エ 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、死体の身元を確認し、死体処理票
及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

2 救助法適用時の基準

(1) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 費用の範囲

死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の費用及び死体の一時保存のための費用

第 4 死体の埋葬

災害により死亡した者で、市長（本部長）が必要と認めたときは、次の方法により埋葬す
るものとする。

1 方法

埋葬の実施は、福祉班において火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等
現物給付をもって行うものとする。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるととも
に、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬するものとする。

- (3) 被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。

2 救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

火葬場所

	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
火 葬	きぬ聖苑 (筑西広域事務組合)	〒308-0855 茨城県筑西市下川島 655 番地 1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

第4章 震災復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業計画とし、早期復旧を目標に、その実施を図り、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討の上、次の事項について計画する。

また、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定し、その方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ア 河川公共土木施設事業復旧計画
 - イ 砂防設備事業復旧計画
 - ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - エ 道路公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産施設事業復旧計画
 - ア 農地、農業用施設事業復旧計画
 - イ その他施設
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて、市は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第1 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

1 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合において激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。

（1）市の実施事項

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（2）県に対する手続き

ア 市は被害状況等を県に報告し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について県の調査に協力する。

イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

（ア）激甚災害指定の促進

市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国及び県の機関と密接な連絡をとる。

（イ）特別財政援助額の交付手続き

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3節 被災者生活再建支援法の適用計画

本法の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することにある。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救済法における基準を参照

第2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した桜川市の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- 2 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した桜川市の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- 3 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）

- 4 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した桜川市の区域にあって、上記、1、2、3に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害（支援法施行令第1条第4号）

第3 支援法の適用手続き

1 市の被害状況報告

市長（本部長）は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1))	建設・購入	100	200	300
解体(第1-1-(2))	補修	100	100	200
長期避難(第1-1-(3))	貸借	100	50	150
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100

2 単数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1))	建設・購入	75	150	225
解体(第1-1-(2))	補修	75	75	150
長期避難(第1-1-(3))	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) リ災証明書類

3 支給申請書等のとりまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

第6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

1 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 茨城県被災者生活再建支援補助事業の適用計画

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（(2)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- (4) 当該自然災害により住家が半壊した世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照

第2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- 1 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 2 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

第3 補助事業の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	貸借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100
半壊		25		25

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) り災証明書類

第6 支援金の支給

市において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

- 1 天災融資法に基づく融資
- 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- 3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
- 4 農業災害補償

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

- 1 資金需要の把握連絡通報
- 2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- 3 中小企業者に対する金融制度の周知
- 4 その他の措置

第3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

- 1 災害復興住宅建設資金
- 2 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金
- 3 補修資金

第6節 義援金品受付・配分計画

大規模災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講じる。

第1 義援金品の取扱いに関する広報

災害状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先、義援金品の受付方法等について新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、一般市民に呼びかける。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第2 義援金の受付・配分

1 義援金の受付

市長（本部長）は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金の受付窓口の設置を財政班に指示し、義援金の受付を実施する。

2 義援金の配分

（1）配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、委員会を設置し配分計画を決定する。

（2）配分計画の立案

配分計画は、被災地区、被災者の人数及び世帯、被災状況等を考慮して、世帯又は人員を単位として福祉班が立案する。

（3）配分の実施

福祉班は、様々な受入ルートから入ってくる義援金を統括的に管理し、配分する。また、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

第3 義援品の受付・配分

1 義援品の受付

市長（本部長）は、義援品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援品の受付窓口の設置を企画班に指示し、義援品の受付を実施する。

2 義援品の配分

福祉班は、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、義援品の効果的な配分を行う。

第 7 節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づく桜川市の条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。

第 1 災害弔慰金の支給

対象災害	・当該市町村において住居が 5 世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② その他の者が死亡した場合 250 万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

第 2 災害障害見舞金の支給

対象災害	・当該市町村において住居が 5 世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害
災害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

第 3 災害援護資金の貸付

対象災害		・都道府県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害	
支給額		①世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 ②家財の 1 / 3 以上の損害 150 万円 ③住居の半壊 170 (250) 万円 ④住居の全壊 250 (350) 万円 ⑤住居の全体が滅失 350 万円 ⑥①と②が重複 250 万円 ⑦①と③が重複 270 (350) 万円 ⑧①と④が重複 350 万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人数	市民税における総所得
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住所が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸付利率	年 3 % (措置期間中は無利子)	
	措置期間	3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)	
	償還期間	10 年 (措置期間を含む。)	
	償還方法	年賦又は半年賦	
貸付原資負担		国 (2 / 3)、県 (1 / 3)	

第 4 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5 世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1) の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第 3 条第 2 項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死 亡 1 人当たり 10 万円 ・重度障害 1 人当たり 5 万円 ・住家全壊 1 世帯当たり 5 万円 ・住家半壊 1 世帯当たり 3 万円 ・床上浸水 1 世帯当たり 2 万円
費用負担割合	県 (10/10)

第 8 節 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

第 9 節 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、茨城県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住 宅 資 金	貸付対象者	母子父子家庭の母、父又は寡婦
	貸付限度	150 万円以内（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）
	貸付利率	保証人有：無利子、保証人无：年 1 %（ただし据置期間中は無利子）

第 10 節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講じるものとする。

第 1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第 2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第 3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講じるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。